

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長

労働時間等設定改善対策について

「労働時間等設定改善指針」（以下「改善指針」という。）に係る都道府県労働局が実施する労働時間等設定改善対策に関しては、「当面の労働時間対策の具体的推進について」（平成18年4月1日付け基発第0401007号、別紙1）及び「労働時間等設定改善関係事業等の実施について」（平成18年4月1日付け基発第0401008号、別紙2）により都道府県労働基準局長に指示したところである。貴職におかれても改善指針及びこれら通達の内容を十分御理解の上、都道府県民の福祉の向上等の観点から、都道府県労働局と十分連携を図りつつ、下記により、労働時間等設定改善対策に積極的に取り組むようお願いする。

記

1 基本的考え方

労働時間等の設定の改善の促進を図るため、次に掲げる事項を重点として対策を推進することとしている。

- ① 法定労働時間を遵守させること。
- ② 年次有給休暇の取得の促進を図ること。
- ③ 所定外労働時間の削減を図ること。
- ④ 弾力的労働時間制度の普及促進・適正な運用の確保を図ること。

## 2 労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社会的気運の醸成

労働時間等の設定の改善の推進に当たっては、以下の施策を通じ、労使のみならず、地域住民全体の労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社会的気運の醸成を図ることが不可欠であること。

### (1) 労使をはじめとする関係者の理解の促進

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和は、労使がその考え方を理解し、積極的に取り組むことが基本であるので、都道府県労働局との連携を取りつつ、各種会議等の適当な場を通じて、労働時間等の設定の改善の必要性、改善指針の考え方及びその内容、都道府県における労働時間等の設定の改善への取組み等について十分説明し、労使をはじめ関係者の理解を促進するよう努められるようお願いしたいこと。

### (2) 広報活動の実施等

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社会的気運の醸成を図るためには、各地域の実情を踏まえつつ効果的な広報啓発活動を展開していくことが重要である。

このため、都道府県労働局においては、従来から、ゴールデンウィークや夏季における連続休暇の普及促進、ゆとり創造月間等について広報啓発活動を実施しているところであるが、特に平成18年度からは、「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム開催要綱」（別紙2の別添5）に基づき、仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウムを全国で開催することとしたので、都道府県におかれても、積極的な協力をお願いしたいこと。

また、都道府県の広報誌等や都道府県や関係団体の行う労働教育の場等を活用して労働時間等の設定の改善についての広報啓発活動を実施するようお願いしたいこと。

### (3) 仕事と生活の調和推進会議への協力

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社会的気運の醸成を図るためには、各地域においても、地域住民の理解と協力を得て、各地域の産業、生活習慣、気候等を踏まえた労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和の進め方について、地域的なコンセンサスの形成を図ることが重要となる。このため、「仕事と生活の調和推進会議開催要綱」（別紙2の別添4）に基づき、全国7

地域ブロック毎の都道府県労働局において「仕事と生活の調和推進会議」を開催することとしているので、都道府県におかれても、仕事と生活の調和推進会議への協力をお願いしたいこと。

### 3 労使の自主的努力に対する啓発等

労働時間等の設定の改善を進めるに当たっては、労使の自主的努力に対する適切な啓発等が重要であるので、労働時間等の設定の改善に取り組む企業、企業集団に対する啓発等に努められたいこと。

また、啓発等に当たっては、厚生労働省及び都道府県労働局における事業主等に対する諸施策の周知に努められるようお願いしたいこと。

### 4 都道府県労働局との連携

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を効果的に推進するためには、都道府県と都道府県労働局が、広報・啓発活動をはじめ労働時間等設定改善関係施策を連携して進めることが重要である。このため、都道府県等の関係機関との連携を図ることとしているので、都道府県におかれても積極的な取組みをお願いしたいこと。

基発第0401007号

平成18年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

### 当面の労働時間対策の具体的推進について

平成13年度から平成17年度までの5年間における労働時間対策については、平成13年3月31日付け基発第280号「当面の労働時間対策の具体的推進について」により推進してきたところである。

今般、労働時間短縮に係る労使の自主的な取組を促進するため施行されてきた「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」（平成4年法律第90号）が、労働者の健康や生活に配慮するとともに多様な働き方に対応した労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組を促進する「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」（平成4年法律第90号）に改められて本日より全面施行されること、同法に基づき厚生労働大臣が定めた労働時間等設定改善指針（平成18年厚生労働省告示第197号）が本日より適用されること等を踏まえ、当面の労働時間対策の具体的な進め方を下記のとおり定めたので、これに基づき労働時間対策を的確に推進されたい。

### 記

#### 第1 基本的考え方

労働時間対策については、累次の政府の経済計画において政府目標として掲げられてきた年間総実労働時間1,800時間の達成・定着に向けて、これまで完全週休

2日制に相当する週40時間労働制の定着、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減を3つの柱として労働時間の短縮を進めてきた結果、我が国における労働者の一人平均の年間総実労働時間は、平成17年には1,829時間まで減少し、所期の目標をおおむね達成することができた。

一方、労働時間をめぐる状況等をみると、法定労働時間はおおむね定着が図られてはいるものの、①いわゆる正社員等については、依然として労働時間は短縮していないこと、②労働時間が長い者と短い者の割合が共に増加し、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」が進展していること、③年次有給休暇の取得率が低下傾向にあること、④長い労働時間等の業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数が高水準で推移していること、などが認められる。

このような情勢下において、今後とも労働時間の短縮が重要であることは言うまでもないが、労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせることなどにより、心身ともに充実した状態で意欲と能力を発揮できる環境を整備していくことが必要となっている。

このため、今後は、個々の労働者の健康や生活に配慮するとともに多様な働き方に対応した労働時間等の設定の改善を促進することを労働時間対策の基本とし、この実現のため、法定労働時間の遵守はもとより、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減とともに、弾力的労働時間制度の普及促進・適正な運用の確保に係る対策を推進する。また、これに関し、労働時間等の設定の改善を促進するための各種事業の活用を図るとともに、労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成に努める。

## 第2 労働時間対策の具体的推進

### 1 法定労働時間の遵守の徹底

法定労働時間については、おおむねすべての事業場において定着が図られているものの、一部の中小零細企業を中心に、依然として達成されていないものも認められることから、これらを対象とした集団指導等を実施するなどにより、引き続き、法定労働時間の遵守の徹底を図ること。

### 2 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図り、また、健康で充実した生活の実現にも資するものであるが、その取得状況をみると、労働者1人平均年次有給休暇取得率は、平成7年度は55.2%であったものが、以降毎年低下し続け、平成16年度は46.6%となっている。

このような中で、年次有給休暇の取得促進を図るためには、労使が協力して休暇の意義や在り方についてこれまで以上に意識を高めるとともに、年次有給休暇の取得計画表の作成等年次有給休暇取得のための条件整備や環境づくりに具体的に取り組むことがより一層重要である。

このため、平成7年7月に策定された「ゆとり休暇推進要綱」及び平成12年7月に取りまとめられた「長期休暇制度と家庭生活の在り方に関する国民会議報告書」を踏まえ、次の取組を行うとともに、労使の自主的かつ積極的な取組の促進により、年次有給休暇の取得促進を図ること。

#### (1) 長期休暇制度の普及促進

長期休暇制度については、これを自発的な職業能力開発に充てることによる労働生産性の向上や休暇中の余暇活動による消費の拡大など経済面での効果が見込まれるほか、雇用機会の拡大に資することも期待されているところである。また、労働者が節目節目に長期休暇を取得することにより、家族の団らんやきずなの回復、地域社会との連携強化等をもたらし、少子高齢化への適切な対応につながることを期待される所である。このため、平成12年11月30日付け基発第710号「長期休暇(L休暇)の周知について」により、その普及促進に努めること。

#### (2) 計画的付与制度の積極的な活用

労働基準法第39条第5項の規定に基づく計画的付与制度の積極的な活用は、年度当初に、個々の労働者の年次有給休暇の取得希望と企業の業務との調整を図り、年間を通じて年次有給休暇の取得を促進するために特に効果的であることから、その制度内容についての周知を図るとともに、必要な指導を行うこと。また、計画的付与制度を積極的に活用した好事例の収集及び整備に努め、各種機会に活用すること。

#### (3) 年次有給休暇取得日数等の管理

年次有給休暇の取得を促進するためには、労働者はもとより、事業主においても労働者個人別の年次有給休暇の付与日数及び取得状況を正確に把握できるようにし

ておくことが重要であるので、このための休暇管理簿を整備すること等について必要な指導を行うこと。

#### (4) 年次有給休暇の取得に伴う不利益取扱いの禁止

年次有給休暇の取得に伴う不利益取扱いの禁止については、その趣旨の周知徹底を図るとともに、精皆勤手当及び賞与の額の算定等に際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤又は欠勤に準じて取り扱うことその他の不利益取扱いを行わないよう引き続き指導すること。

### 3 所定外労働の削減

所定外労働については、これまで、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号。以下「限度基準」という。）等によりその適正化を図るとともに、所定外労働削減要綱（平成13年10月16日労働政策審議会了承）により削減のための啓発指導を行ってきたところであるが、過重労働による健康障害防止の観点等も踏まえ、引き続き、労使の自主的努力による取組を基本とし、以下により、所定外労働の削減を図ること。

#### (1) 労働時間管理の適正化

所定外労働の削減を図るためには、その前提となる始業・終業の時刻を適正に把握するなど労働時間の管理を適正なものとする必要がある。このため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月6日付け基発第339号）により、労働時間管理の適正化のための指導を行うこと。

#### (2) 時間外労働協定の適正化

限度基準が労使当事者に遵守されるよう、労使の自主的な取組を促進する観点からもあらゆる機会を通じて周知及び指導を行うこと。

また、時間外労働協定届が所轄労働基準監督署長に届け出られた場合には、当該協定届の内容が限度基準に適合したものとなっているかどうかを確認し、適合していない場合には必要な指導を行うこと。

特に、限度基準第3条ただし書又は第4条に基づく特別条項付き協定における「特別の事情」とは「臨時的なもの」に限る旨の周知を行い、その遵守の徹底を図ること。また、時間外労働協定の締結当事者である労働者の過半数代表者については、職制上の地位及び選出方法が労働基準法施行規則第6条の2第1項に基づく要件を

充足していることについて確認を徹底すること。

### (3) 所定外労働の削減及び休日労働の適正化に係る啓発指導

平成13年10月に「所定外労働削減要綱」を改定し、休日労働をなくしていくための目標や労使が取り組むべき事項を盛り込んでいることに留意し、本要綱の周知を行い、労使の意識の変革を図るとともに、職場全体として、所定外労働の削減や休日労働の適正化について気運の醸成に努めるよう指導すること。

### (4) 交替制勤務、恒常的な時間外労働等の改善指導

次のような実態が認められた場合には、予備要員の配置、又は非作業日を設けた3組2交替制、4組3交替制への変更、あるいは業務執行体制の見直しを行うなどにより、勤務体制の改善を図り、限度基準を超える恒常的な時間外労働が行われないうよう指導すること。

イ 2組2交替制により、24時間連続作業を行っているもの

ロ 予備要員が置かれていない3組3交替制、2組2交替制により、連勤が頻繁に行われているもの

ハ 一定期間内の所定労働日の大部分に及ぶ程度に時間外労働が恒常的に行われ、その程度が甚だしいもの

ニ 深夜にわたる時間外労働がしばしば行われているもの

## 4 弾力的労働時間制度の普及促進・適正な運用の確保

1年単位の変形労働時間制、フレックスタイム制、専門業務型・企画業務型裁量労働制等の弾力的労働時間制度については、事業主側のニーズも高いことから、導入を検討している事業場が制度を円滑に導入できるような的確な助言を行うとともに、適用となる労働者の適正な労働条件が確保されるよう事業主に対する指導を行うこと。

特に、裁量労働制については、業務の遂行に当たって裁量性が確保されていない場合や追加の業務指示により業務量が過大となる場合がみられることから、同制度の趣旨に適合した上での適正な導入・運用がなされるよう必要な指導を行うこと。

また、企画業務型裁量労働制については、対象業務の範囲等について適切な導入・運用がなされるよう、「労働基準法第38条の4第1項の規定による同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」（平成11年労働省告示第149号）等により指導を行うこと。

## 5 労働時間等の設定の改善を促進するための支援

労働時間等の設定の改善に当たっては、設定の改善を行う事業主及びその団体が適切に対処するために必要な事項について定めた労働時間等設定改善指針の周知啓発を図ること。

また、国において以下の事業を新たに実施するところであり、事業主等に対しこれら事業の積極的な活用を勧奨すること。

### (1) 労働時間等設定改善援助事業

仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・相談を行う専門家を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む中小企業集団に対して、個々の会員事業場の実情を踏まえた助言・指導の援助を行うこと。

### (2) 労働時間等設定改善推進助成金

労働時間等の設定の改善の推進を団体的取組として行う中小企業事業主団体等に対し助成を行うこと。

### (3) 特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の推進

長時間にわたる時間外労働の是正のための自主点検等を行うこと。

## 6 労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成

シンポジウムを開催する等労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する啓発のための活動を「仕事と生活の調和キャンペーン」と位置付け、広範にかつ多様な形でキャンペーンを展開することとし、以下の取組によって、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成を図ることとする。

### (1) 広報活動の積極的展開

年度当初に年間広報計画を策定し、都道府県等の関係機関と連携を図りつつ積極的な広報活動を実施すること。

また、事業主団体が、労働時間等設定改善指針の内容や労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和のとれた働き方の好事例等について傘下会員企業等に説明会を開催する際には、適宜支援すること。

さらに、本省において、ゴールデンウィーク及び夏季における連続休暇の実施予定状況調査を実施し、その公表を行うこととしているので活用すること。

## (2) 仕事と生活の調和推進会議の開催

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和についての社会的気運の醸成を図るため、ブロック単位で、地域の関係労使をはじめ学識経験者、報道関係者等各層の代表者による「仕事と生活の調和推進会議」を開催すること。

## (3) 仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウムの開催

事業主等に対する労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和のとれた働き方の普及啓発のため、「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム」を外部団体へ委託して実施することになるので、円滑な開催がなされるよう配慮すること。

## 7 その他の具体的留意事項

### (1) 局署窓口における対応及び相談援助体制の確立

事業主等が労働時間等の設定の改善を行うに当たっては、労働時間法制や労働時間等設定改善指針の内容についての理解が肝要であることを踏まえ、労使から局署窓口に対し相談があった場合には、局に配置される労働時間設定改善コンサルタントの積極的な活用を図り、きめ細やかな対応を図ること。

### (2) 関係行政機関等との連携

広報活動の実施、事業主に対する指導等について効果的な実施を図るため、都道府県労働関係部局のほか関係行政機関等との連携を図ること。

### (3) 労使団体との連携

労働時間対策を円滑に推進するためには、労使の自主的な取組が重要であることから、都道府県や地域レベルでの主要な事業主団体や労働団体と日頃からの連携に配慮し、これらの団体の各種会議、広報誌等の活用を図ること。

基発第0401008号

平成18年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

## 労働時間等設定改善関係事業等の実施について

当面の労働時間対策の具体的な進め方については、平成18年4月1日付け基発第0401007号「当面の労働時間対策の具体的推進について」により指示しているところであるが、労働時間等設定改善関係事業等については、上記通達によるほか、下記により実施することとするので、これにより、その積極的な推進に努められたい。

また、労働時間等設定改善関係施策の推進に当たっては、別紙のとおり、都道府県知事に対し協力方を依頼しており、各局においては、都道府県とも連携を図りつつ推進されたい。

## 記

## 第1 労働時間等の設定の改善の促進

## 1 労働時間等設定改善援助事業について

労働時間等の設定の改善を推進するためには、同一地域、同一業種の中小企業集団等を対象としてきめ細やかに相談、援助を実施することが効果的である。

このため、労働時間等の設定の改善の具体的な進め方について、仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・相談を行う「労働時間設定改善アドバイザー」を地域の主要な事業主団体に配置し、中小企業集団等に対して、指導、援助を行う労働時間等設

定改善援助事業を「労働時間等設定改善援助事業実施要綱」（別添1）に基づき実施する。

## 2 労働時間等設定改善推進助成金について

中小企業事業主の団体又はその連合団体が、その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施した事業の内容に応じて助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることとする。

なお、労働時間等設定改善推進助成金の支給業務については、「労働時間等設定改善推進助成金支給要領」（別添2）に基づき実施する。

## 第2 労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成

企業の労使関係者の参集を求めシンポジウムを開催する等労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する広報啓発活動を「仕事と生活の調和キャンペーン」と位置付け、「仕事と生活の調和キャンペーン実施要綱」（別添3）に従い、より一層広範に、かつ多様な形でキャンペーンを展開することとし、以下の取組みによって、仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図ることとする。

### 1 広報啓発活動の積極的展開

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和についての国民的なコンセンサスの形成と社会的気運の高揚を図っていくためには、各地域の実情を踏まえつつ効果的な広報啓発活動を展開していくことが重要であり、都道府県等の関係機関と連携をとりつつ積極的な広報啓発活動を実施するよう努めること。

### 2 仕事と生活の調和推進会議の開催

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和について社会的気運を醸成していくためには、各地域においても、地域住民の理解と協力を得て、各地域の産業、生活習慣、気候等を踏まえた労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和の進め方について、地域のコンセンサスの形成を図ることが重要であるので、「仕事と生活の調和推進会議要綱」（別添4）に基づき、地域の関係労使をはじめ学識経験者等各層の代表者による「仕事と生活の調和推進会議」を開催すること。

### 3 仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウムの開催

事業主等に対する、労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和のとれた働き方の普及啓発のため、「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム開催要綱」（別添5）により、「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム」を外部団体へ委託して実施することとしているので、円滑な開催がなされるよう配意すること。

なお、ゆとり創造月間の実施については、平成元年9月29日付け基発第528号「ゆとり創造月間の実施について」に基づき実施してきたところであるが、今後においては、シンポジウムの開催等を活用し、労働時間の短縮を含めた労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進のため、集中的な広報・啓発活動を推進すること。

### 第3 都道府県等関係行政機関との連携

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和関係施策を推進するに当たっては、都道府県等との連携を図ることが重要であることから、各種機会を通じて、都道府県を含む関係行政機関との連携を図ること。

### 第4 その他

労働時間等設定改善関係事業等を効果的に進めるため、臨検監督等のあらゆる機会を通じて、年次有給休暇の取得促進（特に、計画的付与制度を活用したもの）、所定外労働の削減等の好事例及び地域における労働時間等の設定の改善に関する情報の収集、整備に努め、各種機会に活用するとともに、本省に随時報告すること。

### 第5 関係通達の改廃

- 1 平成元年5月29日付け基発第266号「労働時間短縮関係事業等の実施について」、平成元年9月29日付け基発第528号「ゆとり創造月間の実施について」、平成2年4月18日付け基賃発第6号「ゆとり創造キャンペーンの実施について」、平成13年4月4日付け基発第335号「社団法人全国労働基準関係団体連合会による労働時間短縮支援センター業務について」及び平成15年4月1日付け基発第0401007号「社団法人全国労働基準関係団体連合会による労働時間短縮支援センター

業務について」は平成18年3月31日限り廃止する。

2 平成15年11月17日付け地発第1117006号・基発第1117002号・職発第1117003号・能発第1117004号・雇児発第1117002号・政発第1117001号「総合的ワークシェアリング政策の推進の具体的取組について」の記の3の(2)のハ中、「労働時間短縮支援センター((社)全国労働基準関係団体連合会)都道府県支部を通じ診断・指導アドバイザー(労働時間制度改善支援事業)」を削除する。

## 労働時間等設定改善援助事業実施要綱

## 第 1 趣旨

中小企業における労働時間等の設定の改善を促進するため、地域の主要な事業主団体に「労働時間設定改善アドバイザー」を配置し、中小企業集団及びその構成事業場に対して労働時間等設定改善指針に定められている事項（実施体制の整備、労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備、所定外労働の削減等）についての助言・指導等の援助を行うものである。

## 第 2 事業運営

事業は、厚生労働省が委託契約を締結した事業実施団体が運営する。

## 第 3 事業実施団体の要件

事業実施団体は、事業の公益性から非営利を目的とし、次の要件を満たす法人格を有する事業主団体から選定する。

- 1 地域事情及び効率性を勘案し、活動範囲が都道府県単位であること
- 2 全国統一的に事業展開を確保するために各都道府県の団体を全国的に統括する団体があること
- 3 財政的及び技術的な基礎を有すること

## 第 4 事業の内容

労働時間等の設定の改善を推進しようとする同一地域、同一業種、企業系列別等の中小企業集団のうちで都道府県労働局長が援助の対象として指定した中小企業集団（以下「指定集団」という。）に対して次の援助を実施する。

- 1 労働時間等の設定状況の把握
- 2 労働時間等設定改善計画の作成及びその計画実現のための助言・指導等
- 3 労働時間等の設定の改善のための個別助言・指導等

## 第 5 指定集団の要件

労働時間等設定改善援助事業の援助対象となる指定集団は、同一地域、同一業種、企業系列別等の集団で、かつ、常時 300 人以下の労働者を雇用する事業場の占める割合が構成事業場全体の 2 分の 1 以上であること。

## 第 6 事業手続

## 1 指定集団の指定

## (1) 中小企業集団からの申し込み

援助を受けることを希望する中小企業集団は、「労働時間等設定改善援助事業申込書」（様式第 1 号。以下「申込書」という。）を当該中小企業集団の主

たる事務所の所在地を所轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に原則として当該事業年度の4月末日までに申し込みを行うこと。

(2) 中小企業集団の審査及び指定

イ 労働基準監督署長は、中小企業集団から提出された申込書及び添付された労働時間等設定改善援助事業集団構成事業場名簿(以下「申込書等」という。)に不備がないかを点検し、不備がないと認めた場合には、これを受理し都道府県労働局長に回送すること。

ロ 都道府県労働局長は、申込書等の次の項目について審査を行うとともに所轄労働基準監督署長と協議の上、指定集団として適当と認められる場合には、指定を行い、「労働時間等設定改善援助事業集団指定書」(様式第2号)により、また、指定集団として適当でないとした場合には、「労働時間等設定改善援助事業集団不指定通知書」(様式第3号)により、当該中小企業集団に対して通知すること。

(イ) 申込書等の記載項目が適正に記入されていること

(ロ) 第5の要件を満たしていること

ハ 指定集団の報告

都道府県労働局長は、当該年度における援助事業の指定集団の指定が全て取りまとまった段階で「労働時間等設定改善援助事業指定集団状況報告」(様式第4号)を厚生労働省労働基準局長に報告すること。

2 事業実施団体の決定

(1) 事業実施を希望する事業主団体の申出

事業実施を希望する事業主団体は、当該事業年度の4月末日までに都道府県労働局長に「労働時間等設定改善援助事業実施団体申出書」(様式第5号。以下「申出書」という。)を提出すること。都道府県労働局長は、指定集団から事業実施団体について紹介を求められた際には、申出書の別紙(様式第5号別紙)を使用して紹介すること。

なお、指定集団は、申出書を都道府県労働局長に提出していない事業主団体であっても事業の実施依頼をすることは可能であること。

(2) 指定集団による事業主団体への事業実施依頼

都道府県労働局長から指定された指定集団は、事業主団体に対して労働時間等設定改善援助事業を行うように「労働時間等設定改善援助事業実施団体依頼書」(様式第6号)により依頼すること。

また、事業主団体は、事業実施を承諾した場合には、「労働時間等設定改善援助事業実施承認申請書」(様式第7号。以下「承認申請書」という。)及び「労働時間等設定改善援助事業実施計画書」(様式第8号)を事業主団体の主たる事務所の所在地を所轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に原則として当該事業年度の5月末日までに提出すること。

なお、承認申請書には事業主団体に係る次の書類を添付すること。

イ 定款、会則等

ロ 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録

### (3) 事業主団体の審査及び決定

イ 都道府県労働局長は、事業主団体から提出された承認申請書、添付書類及び「労働時間等設定改善援助事業実施計画書」(様式第8号)(以下「承認申請書等」という。)に不備がないかを点検し、不備がないと認めた場合には、これを受理すること。

ロ 都道府県労働局長は、承認申請書等の次の項目について審査を行い、当該審査結果に関する意見を付して、厚生労働大臣に提出すること。

(イ) 承認申請書の記載項目が適正に記入されていること

(ロ) 第3の要件を満たしていること

(ハ) 労働時間等設定改善援助事業実施計画書の内容が適正であること

ハ 厚生労働大臣は、承認申請書等の内容を審査の上、事業実施団体として適当と認められる場合には、「労働時間等設定改善援助事業実施承認通知書」(様式第9号)により事業主団体あて通知するとともに、「労働時間等設定改善援助事業委託要綱」に基づき委託契約の締結に向けて手続きを進める。

また、事業実施団体として適当でないと認めた場合には、「労働時間等設定改善援助事業実施不承認通知書」(様式第10号)により、事業主団体に対して通知する。

なお、指定集団は、事業実施を依頼した事業主団体が事業実施団体として適当でないとされた場合には、他の事業主団体に事業実施を依頼すること。

ニ 厚生労働大臣は、ハの決定については、都道府県労働局長に「労働時間等設定改善援助事業実施承認結果通知書」(様式第11号)により通知する。

### 3 労働時間設定改善アドバイザーの委嘱等

事業実施団体は、委託契約締結後、労働時間設定改善アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を委嘱し、「労働時間設定改善アドバイザー委嘱状況報告」(様式第12号)を作成し、都道府県労働局長に報告すること。

また、事業年度の途中で、委嘱者の変更があった場合にも報告すること。

なお、都道府県労働局長は、労働時間設定改善アドバイザー委嘱状況報告に基づき新規にアドバイザーに委嘱された者を対象にすみやかに研修を実施すること。

### 4 協力員の配置

事業実施団体は、労働時間等設定改善援助事業を推進して行く上で、事業実施団体と指定集団又は指定集団を構成する事業場との間で連絡調整等の事務を行う者が必要な際には、事業実施団体はそれぞれに協力員を委嘱し配置することがで

きること。

## 5 アドバイザーの活動

アドバイザーは、指定集団と調整を行った上で指定集団の構成事業場毎に実態調査（「労働時間等設定改善アンケート」（様式第13号））を実施し、労働時間等の設定の現状を把握して上で、取り組みたい事項及びその実現に向けての計画を定めた「労働時間等設定改善計画」（様式第14号）の作成を行わせること。

なお、「労働時間等設定改善計画」（様式第14号）の取組事項については、指定集団を構成する事業場毎に次の「目安」の達成に向けて取り組むこと。

「目安」

イ 「実施体制の整備」については、必須事項として必ず、整備に向けて取り組むこと

ロ 「労働者の抱える多様な事業及び業務の態様に対応した労働時間等の設定」については、労働及び業務の実態について調査を行い、労働時間等の設定について検討すること

ハ 「年次有給休暇を取得しやすい環境の整備」については、年次有給休暇の平均取得率を概ね2%以上上昇させること

ニ 「所定外労働の削減」については、平均所定外労働時間数を概ね10%以上削減させること

ホ 「労働時間の管理の適正化」については、適正化、現状把握を行った上で、業務の検証を行うこと

ヘ 「ワークシェアリング、在宅勤務等の活用」については、ワークシェアリング、在宅勤務等について、新たに何らかの整備を実施すること

また、援助が終了した段階で労働時間等の設定の改善状況報告（「労働時間等設定改善実施結果報告」（様式第15号））の作成を行わせること。

## 6 日誌の作成

アドバイザーが活動を行った時は、「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌」（様式第16号の1）、協力員が業務を行った時には、「協力員活動日誌」（様式第17号の1）をそれぞれ活動日毎に作成して翌月10日までに事業実施団体に報告すること。

さらに、報告された日誌は、「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書」（様式第16号の2）、「協力員活動日誌報告書」（様式第17号の2）により取りまとめること。

## 7 結果報告書の作成

アドバイザーは、援助事業を終了した時点で、「労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書」（様式第18号）を作成し、事業実施団体に報告すること。

## 8 事業終了報告書の提出・審査

(1) 事業終了報告書の作成・提出

イ 事業実施団体は、「労働時間等設定改善援助事業終了報告書」（様式第19号）（以下「事業終了報告書」という。）を作成し、当該事業年度の直後の4月10日までに都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告すること。

なお、事業年度の途中で事業を終了する場合には、事業終了後30日以内に報告すること。

ロ 事業終了報告書には、次の書類を添付すること。

(イ) 「労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書」（様式第18号）

(ロ) 「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書」（様式第16号の2）

及び「協力員活動日誌報告書」（様式第17号の2）

(ハ) その他厚生労働大臣が必要と認める書類

(2) 事業終了報告書の審査及び支出

イ 都道府県労働局長は、事業実施団体から提出された事業報告書及び添付書類（以下「事業終了報告書等」という。）に不備がないかを点検し、不備がないと認めた場合には、これを受理すること。

ロ 都道府県労働局長は、事業終了報告書等の次の項目について審査を行い、当該審査結果に関する意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

(イ) 事業終了報告書の記載項目が適正に記入されていること

(ロ) 事業終了報告書と添付書類に整合性があること

ハ 厚生労働大臣は、事業終了報告書等の内容を審査の上、事業として適当と認められる場合には、「労働時間等設定改善援助事業委託要綱」に基づき委託費を支出する。

## 第7 期間

- 1 指定集団に対する助言・指導等の援助の実施期間は、1会計年度以内とする。  
なお、1回に限り再度、同一指定集団に対して援助を実施することができるものとする。
- 2 アドバイザーの委嘱期間は1会計年度以内とする。

労働時間等設定改善援助事業申込書

平成 年 月 日

労働局長 殿  
(労働基準監督署長経由)

中小企業集団名  
代表者職氏名

印

労働時間等設定改善の援助を受けたいので申請します。

申請 集団 の 概要	所在地	(〒 - ) 電話 ( - - )
	構成事業主数	_____ 事業主 うち常時300人以下の労働者を雇用する事業主は、_____ 事業主
	添付書類	労働時間等設定改善援助事業集団構成事業場名簿

[行政事務処理欄]

監督 署	受理	年 月 日	備考	
	回送	年 月 日		
都道府県労働局	受理	年 月 日	備考	
	審査	年 月 日		
審査結果		指定 ・ 不指定	指定番号	基 第 - 号

労働時間等設定改善援助事業集団構成事業場名簿

No.	事業場名	代表者職氏名
	所在地	常時使用する労働者数
		人
		人
		人
		人
		人
		人
		人
		人
		人
		人

( / )

様式第2号

指定番号（ 基 第 一 号）

## 労働時間等設定改善援助事業集団指定書

（団体名）

（代表者職氏名）

貴集団を平成 年度における労働時間等設定改善援助事業の指定集団として指定いたします。

平成 年 月 日

労働局長

様式第3号

## 労働時間等設定改善援助事業集団不指定通知書

労発第 号  
平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善援助事業指定集団に係る申請については、審査の結果、下記の理由により指定しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

--



労働時間等設定改善援助事業実施団体申出書

平成 年 月 日

労働局長 殿

事業主団体名  
代表者職氏名

印

労働時間等設定改善援助事業実施団体として事業を受託することを希望しますので申し出ます。

なお、当団体の概要については、別紙のとおりです。

[行政事務処理欄]

労働局	受理	年 月 日	備考	
	紹介実績	年 月 日	紹介先	結果
		年 月 日	紹介先	結果
		年 月 日	紹介先	結果
		年 月 日	紹介先	結果
		年 月 日	紹介先	結果

別紙（様式第5号別紙）

当団体は、労働時間等設定改善援助事業実施団体となることを希望します。

団 体 の 概 要	団体名	
	所在地	(〒      -      )  電話 (      -      -      )
	問い合わせ先	担当者氏名  電話 (      -      -      )
	設立年月日	大正昭和 平成      年      月      日
	団体の目的	
	直近において労働時間関係の業務の有無及びその内容	有無及びその内容 (有・無)
	備考	



労働時間等設定改善援助事業実施承認申請書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
( 労働局長 経由 )

事業主団体名  
代表者職氏名 印

労働時間等設定改善援助事業実施団体として、別紙（様式第6号）により指定集  
団から事業の実施依頼を受けましたので事業実施について申請いたします。

申 請	所在地	( 〒 - )		電話 ( - - )
	設立年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	事務局職員数 人 (うち専属職員 人)
団 体	添付資料	定款又は会則、直近の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録、様式第6、8号	前年度の事業規模	千円
の 概 要	構成事業主数	_____ 事業主		
	直近において労働時間関係事業の実施の有無及び実施の時期及び事業内容 (有・無)			

[行政事務処理欄]

労 働 局	受理	年 月 日	局長意見
	審査	年 月 日	
厚 生 労 働 省	受理	年 月 日 [受理番号 第 - 号]	備考
	審査	年 月 日	
	審査結果	適当 ・ 不適當	団体番号 第 - - 号

## 労働時間等設定改善援助事業実施計画書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業主団体名  
代表者職氏名

印

指定集団名		指定番号	基第	—	号
-------	--	------	----	---	---

### 1 事業実施体制

#### (1) 労働時間設定改善アドバイザーについて

イ 人数 人

ロ 活動日数 延 日

#### (2) 協力員の配置の有無（有の場合は活動日数）について

イ 事業実施団体 有 ・ 無 （ 人 延 日）

ロ 指定集団 有 ・ 無 （ 人 延 日）

### 2 事業内容について

(1) 労働時間等設定改善アンケート（様式第13号）の実施 月 頃

(2) 労働時間等設定改善計画（様式第14号）の作成 月 頃

(3) 労働時間等設定改善実施結果報告（様式第15号）の作成 月 頃

(4) 指定集団について

実施内容	時 期	概 要
	月 頃	
	月 頃	
	月 頃	
	月 頃	
	月 頃	
	月 頃	
	月 頃	
	月 頃	
	月 頃	

(5) 個別事業場について

実施内容	時 期	概 要
	月 頃	
	月 頃	
	月 頃	
	月 頃	
	月 頃	
	月 頃	

(6) その他

--

労働時間等設定改善援助事業実施承認通知書

厚生労働省発基第 号  
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善援助事業に係る事業実施については、審査の結果、下記により承認しますので通知いたします。

記

- 1 団体番号 第 ー ー 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 指定番号 基 第 ー 号

<注意事項>

本通知により、今後、貴団体と委託契約の締結に向けて所要の手続きを行うこととなります。

労働時間等設定改善援助事業実施不承認通知書

厚生労働省発基第 号  
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付で申請のあった労働時間等設定改善援助事業に係る事業実施については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

労働時間等設定改善援助事業実施承認結果通知書

厚生労働省発基第 号  
平成 年 月 日

労働局長 殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで承認申請のあった労働時間等設定改善援助事業実施の承認については、審査の結果、下記のとおり決定したので申請団体あてに通知しましたので報告いたします。

記

- 1 申請団体名
- 2 申請団体代表者職氏名
- 3 処分年月日 平成 年 月 日
- 4 処分結果 承認 不承認
- 5 承認の場合の団体番号 第 ー ー 号

<注意事項>

承認の場合には、今後、本省と事業実施団体との間で、委託契約の締結に向けて所要の手続きを行う。

不承認の場合には、都道府県労働局長は、指定集団に対して、新たな事業主団体に事業実施を依頼するように指導すること。

労働時間設定改善アドバイザー委嘱状況報告

平成 年 月 日

労働局長 殿

事業実施団体名  
代表者職氏名

印

労働時間設定改善アドバイザーの委嘱状況を報告します。

アドバイザー名	
生 年 月 日	大正・昭和 年 月 日 ( )
指定集団名	
指定番号	基 第 一 号
委 嘱 日	平成 年 月 日
区分 (該当する方に○)	新 任 ・ 辞 職
資 格 等	
※ 行政記入欄	研修実施 年 月 日

アドバイザー名	
生 年 月 日	大正・昭和 年 月 日 ( )
指定集団名	
指定番号	基 第 一 号
委 嘱 日	平成 年 月 日
区分 (該当する方に○)	新 任 ・ 辞 職
資 格 等	
※ 行政記入欄	研修実施 年 月 日

労働時間等設定改善アンケート

事業場の名称		事業の種類	
所在地	〒	代表者職氏名	
		回答者職氏名	( 姓 )
労働者数	事業場計	人(男 人 女 人)	企業全体計 人
所属集団の名称			記入年月日 平成 年 月 日

(労働時間等設定改善の現状) (注)労働時間制度が異なる場合には、最も適用労働者数が多いものを記入して下さい。

1 あなたの事業場では、現在、1週の所定労働時間は何時間ですか。

なお、変形労働時間制を採用している場合には変形期間の週平均所定労働時間を記入して下さい。

(注)変形期間の週平均所定労働時間=変形期間の所定労働時間× $\frac{7}{\text{変形期間の暦日数}}$

時間	分
----	---

2 あなたの事業場の現在の週休休日は、どのようになっていますか。

イ 週休1日制      ロ 週休1日半制      ハ 週休2日制      ニ その他

なお、ハと回答された場合 ( a 4週5休    b 4週6休    c 4週7休    d 4週8休以上)

(注)「その他」は、交替制勤務等によって休日が週を単位として定められていない場合等が該当します。

3 あなたの事業場の本年(度)の年間休日日数は、何日ですか。

(注)年間休日日数とは、「週休日」及び「週休日以外の休日」(国民の祝日、年末年始、夏季等の休日)の合計日数をいいます。

日
---

4 あなたの事業場の昨年(度)1年間の労働者1人平均の年次有給休暇の取得日数及び取得率はどのくらいでしたか。

(繰越日数を除く。) ※取得率=(取得日数÷付与日数)×100%

取得日数	日
取得率	約 %

5 あなたの事業場の昨年(度)の労働者1人当たりの1か月間の平均所定外労働時間は何時間でしたか。

時間	分
----	---

6 あなたの事業場では、実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等)は行われていますか。

イ 行っている      ロ 一部、行われていない(行われていない措置は何ですか(      ))      ハ 行っていない

7 あなたの事業場では、労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定を行っていますか。

- ① 1箇月単位の変形労働時間制      イ 導入している      ロ 導入を考えている      ハ 導入は考えていない
- ② 1年単位の変形労働時間制      イ 導入している      ロ 導入を考えている      ハ 導入は考えていない
- ③ 1週間単位の非定型的変形労働時間制      イ 導入している      ロ 導入を考えている      ハ 導入は考えていない
- ④ フレックスタイム制      イ 導入している      ロ 導入を考えている      ハ 導入は考えていない
- ⑤ 専門業務型裁量労働制      イ 導入している      ロ 導入を考えている      ハ 導入は考えていない
- ⑥ 企画業務型裁量労働制      イ 導入している      ロ 導入を考えている      ハ 導入は考えていない

8 あなたの事業場では、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を行っていますか。

- ① 計画的付与制度の導入      イ 導入している      ロ 導入を考えている      ハ 導入は考えていない
- ② 年次有給休暇台帳の作成      イ 作成している      ロ 作成を考えている      ハ 作成は考えていない
- ③ その他(      )      イ 行っている      ロ 行うことを考えている      ハ 行うことは考えていない

9 あなたの事業場では、所定外労働削減のための整備を行っていますか。

- ① ノー残業デーの実施      イ 実施している      ロ 実施を考えている      ハ 実施は考えていない
- ② 限度時間の設定      イ 設定している      ロ 設定を考えている      ハ 設定は考えていない
- ③ その他(      )      イ 行っている      ロ 行うことを考えている      ハ 行うことは考えていない

10 あなたの事業場では、労働時間の管理の適正化を行っていますか(具体的な措置内容)。

イ 行っている(内容      )      ロ 行う予定でいる(内容      )      ハ 行う予定はない

11 あなたの事業場には、ワークシェアリング、在宅勤務等の活用を行っていますか。

- ① ワークシェアリング      イ 活用している      ロ 活用を考えている      ハ 活用は考えていない
- ② 在宅勤務制度      イ 活用している      ロ 活用を考えている      ハ 活用は考えていない

12 あなたの事業場では、次の労働者について何らかの措置を講じていますか。

- ① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者      イ 講じている      ロ 講じる予定でいる      ハ 講じる予定はない
- ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者      イ 講じている      ロ 講じる予定でいる      ハ 講じる予定はない
- ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者      イ 講じている      ロ 講じる予定でいる      ハ 講じる予定はない
- ④ 単身赴任者      イ 講じている      ロ 講じる予定でいる      ハ 講じる予定はない
- ⑤ 自発的な職業能力開発を図る労働者      イ 講じている      ロ 講じる予定でいる      ハ 講じる予定はない
- ⑥ 地域活動等を行う労働者      イ 講じている      ロ 講じる予定でいる      ハ 講じる予定はない

(労働時間等の設定改善についてのご意見等)

13 あなたの事業場が今後、労働時間等の設定改善を行う場合、問題点はどこにあると思いますか。

(      )

14 その他、労働時間等の設定改善についてのご意見がありましたらご記入願います。

(      )

15 労働時間等の設定改善について、個別訪問を希望されますか( イ 希望する      ロ 希望しない )

16 委託している社会保険労務士の有無( イ 有      ロ 無 )

労働時間等設定改善計画

事業場の名称		事業の種類	
代表者職氏名		回答者職氏名	(印)
所属集団の名称		記入年月日	平成 年 月 日

1 労働時間等設定改善の取り組みたい事項（取り組みたい事項を（イは現在、整備が行われていない場合には必修とし、ロからへの中から必ず最低1つは選択して下さい。）を○で囲んで下さい。）

- イ 実施体制の整備（労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等）
- ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定
- ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
- ニ 所定外労働削減
- ホ 労働時間の管理の適正化
- ヘ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用
- ト 次の労働者について何らかの措置を講じる
  - ① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
  - ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者
  - ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者
  - ④ 単身赴任者
  - ⑤ 自発的な職業能力開発を図る労働者
  - ⑥ 地域活動等を行う労働者

2 具体的実施内容

目標を実現するため、下記の事項について取り組むこととします（該当項目のみ記入して下さい。）。

項目	検討予定有無	計画（検討予定）事項 （計画する事項に○印を付ける）	予定年月	具体的内容 （現段階で検討内容を記述できれば簡単に記入）
①実態の把握、分析		イ 賃金台帳の整備 ロ 実態把握、分析 ハ 労働時間の把握方法の確認	年 月 年 月 年 月	
②基本方針の決定		イ 実施体制の整備 ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定 ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備 ニ 所定外労働の削減 ホ 労働時間の管理の適正化 ヘ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用 ト その他	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	
③推進体制の整備	有 無	イ 労使代表による検討の場の設置 ロ 経営幹部、職制による検討体制の確立 ハ プロジェクトチームの設置 ニ その他	年 月 年 月 年 月 年 月	
④労働時間等設定改善を契機に実施する措置	有 無	イ 取引先、顧客対策 ロ 生産性向上対策 ハ 交替制の採用 ニ その他	年 月 年 月 年 月 年 月	
⑤年次有給休暇の取得促進対策	有 無	イ 年次有給休暇台帳の作成 ロ 計画的付与制度の導入 ハ その他	年 月 年 月 年 月	
⑥所定外労働削減	有 無	イ ノー残業デーの実施 ロ 原則限度時間の設定 ハ その他	年 月 年 月 年 月	
⑦就業規則の変更	有 無	イ 変更案の検討開始 ロ 労働者代表等の意見聴取 ハ 就業規則の変更、届出	年 月 年 月 年 月	
⑧時間外・休日労働協定の見直し	有 無	イ 労働者代表等との協議・協約締結の検討 ハ 協定の締結、届出	年 月 年 月	

労働時間等設定改善実施結果報告

事業場の名称			事業の種類			
代表者職氏名			回答者職氏名	( 姓 )		
労働者数	事業場計	人(男	人 女	人)	企業全体計	人
所属集団の名称				記入年月日	平成 年 月 日	

1 労働時間等設定改善の現状 (注)労働時間制度が異なる場合には、最も適用労働者数が多いものを記入して下さい。

① 1週の所定労働時間等(変形労働時間制を採用している場合には変形期間の週平均所定労働時間)

過去1年(度)  時間 前々年(度)  時間

(注)変形期間の週平均所定労働時間 = 変形期間の所定労働時間 ×  $\frac{7}{\text{変形期間の暦日数}}$

② 年間休日数 過去1年(度) 週休日数  日 + 週休以外の休日  日  
計  日

前々年(度) 週休日数  日 + 週休以外の休日  日  
計  日

③ 年次有給休暇の取得日数 過去1年(度)  日 前々年(度)  日  
(年(度)1人平均・繰越日数を除く)

年次有給休暇の取得率 過去1年(度)  % 前々年(度)  %  
(年(度)1人平均)

④ 所定外労働時間の削減 過去1年(度)  時間 前々年(度)  時間  
(1カ月1人平均で記入して下さい。)

2 労働時間等設定改善の取組結果(取組を行った項目を○で囲んで下さい。)

イ 実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等) (措置内容 )

ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定

- ① 1箇月単位の変形労働時間制の導入
- ② 1年単位の変形労働時間制の導入
- ③ 1週間単位の非定型的変形労働時間制の導入
- ④ フレックスタイム制の導入
- ⑤ 専門業務型裁量労働制の導入
- ⑥ 企画業務型裁量労働制の導入

ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

- ① 計画的付与制度の導入
- ② 年次有給休暇台帳の作成
- ③ その他 ( )

ニ 所定外労働削減

- ① ノー残業デーの実施
- ② 原則限度時間の設定
- ③ その他 ( )

ホ 労働時間の管理の適正化の整備(措置内容 )

ヘ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用

- ① ワークシェアリング活用
- ② 在宅勤務制度活用

ト 次の労働者について何らかの措置を講じた

- ① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者(措置内容 )
- ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者(措置内容 )
- ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者(措置内容 )
- ④ 単身赴任者(措置内容 )
- ⑤ 自発的な職業能力開発を図る労働者(措置内容 )
- ⑥ 地域活動等を行う労働者(措置内容 )

### 3 具体的実施状況

目標を実現するため、下記の事項を実施した。

項目	実施事項 (該当項目を○で囲んで下さい。)	実施状況 (実施したものに○を付けて下さい。)	実施予定 (今後実施予定のものに○を付けて下さい。)
①実態の把握、分析	イ 賃金台帳の整備		
	ロ 実態把握、分析		
	ハ 労働時間の把握方法の確認		
②基本方針の決定	イ 実施体制の整備（労働時間等設定改善委員会等の設置等）		
	ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に 対応した労働時間等の設定		
	ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備		
	ニ 所定外労働の削減		
	ホ 労働時間の管理の適正化		
	ヘ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用		
	ト その他		
③推進体制の整備	イ 労使代表による検討の場の設置		
	ロ 経営幹部、職制による検討体制の確立		
	ハ プロジェクトチームの設置		
	ニ その他		
④労働時間等設定改善を契機に実施する措置	イ 取引先、顧客対策		
	ロ 生産性向上対策		
	ハ 交替制の採用		
	ニ その他		
⑤年次有給休暇の取得促進対策	イ 計画的付与制度の導入		
	ロ 年次有給休暇台帳の作成		
	ハ その他		
⑥所定外労働の削減	イ ノー残業デーの実施		
	ロ 限度時間の設定		
	ハ その他		
⑦就業規則の変更	イ 変更案の検討開始		
	ロ 労働者代表等の意見聴取		
	ハ 就業規則の変更、届出		
⑧時間外・休日労働協定の見直し	イ 労働者代表等との協議・協約締結の検討		
	ロ 協定の締結、届出		

### 4 その他（労働時間等設定改善を図る上での問題点等を記入して下さい。）

## 労働時間設定改善アドバイザー活動日誌

担当：指定集団名

指定番号

基第

—

号

労働時間設定改善アドバイザー

氏名

印

活動日	平成 年 月 日 ( )
活動内容	
活動場所	
確認者（面談者）職氏名印	印

【活動内容】

【特記事項】

旅費	交通手段 ( ) 金額 ( 円)
----	------------------

(注) 確認者（面談者）職氏名については、事務所での活動時には事業実施団体の責任者、個別訪問時には面談者の職氏名を記入し押印をもらうこと。

労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

実施月	活動日数
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
計	

事業実施団体名・代表者氏名

\_\_\_\_\_ 印

指定集団名

\_\_\_\_\_ 指定番号[ 基 ー ]

労働時間設定改善アドバイザー氏名

\_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 印

## 協力員活動日誌

事業実施団体名

協力員の氏名

印

活動日	平成 年 月 日 ( )
活動内容	
活動場所	
確認者（面談者）氏名印	印
担当アドバイザー氏名印	印

【活動内容】

【特記事項】

旅費	交通手段 ( ) 金額 ( 円)
----	------------------

(注) 確認者（面談者）職氏名については、事務所での活動時には事業実施団体の責任者、個別訪問時には面談者の職氏名を記入し押印をもらうこと。

# 協力員活動日誌報告書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

実施月	活動日数
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
計	

事業実施団体名・代表者氏名

\_\_\_\_\_ (印)

指定集団名

\_\_\_\_\_ 指定番号 [ 基 — ]

協力員氏名

\_\_\_\_\_ (印)                      \_\_\_\_\_ (印)  
\_\_\_\_\_ (印)                      \_\_\_\_\_ (印)

労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書

平成 年 月 日

事業実施団体名  
代表者職氏名

殿

労働時間設定改善アドバイザー

氏名 印

氏名 印

氏名 印

労働時間等設定改善援助事業の下記指定集団に対する事業を終了しましたので実施結果を別紙（様式第18号の2）のとおり報告いたします。

記

- 1 指定番号 基第 一 号
- 2 指定集団名

別紙（様式第18の2号）

1 事業実施体制

(1) 労働時間設定改善アドバイザーについて

イ 人数 人

ロ 活動日数 延 日

(2) 協力員の配置の有無（有の場合は活動日数）について

イ 事業実施団体 有 ・ 無 （ 人 延 日）

ロ 指定集団 有 ・ 無 （ 人 延 日）

2 事業内容について

- (1) 現状把握（アンケートの実施）（様式第13号） 月
- (2) 改善計画の作成（様式第14号） 月
- (3) 実施結果報告の作成（様式第15号） 月
- (4) 指定集団について

実施内容	時期	概要	出席事業場数
	月 日		
	月 日		
	月 日		



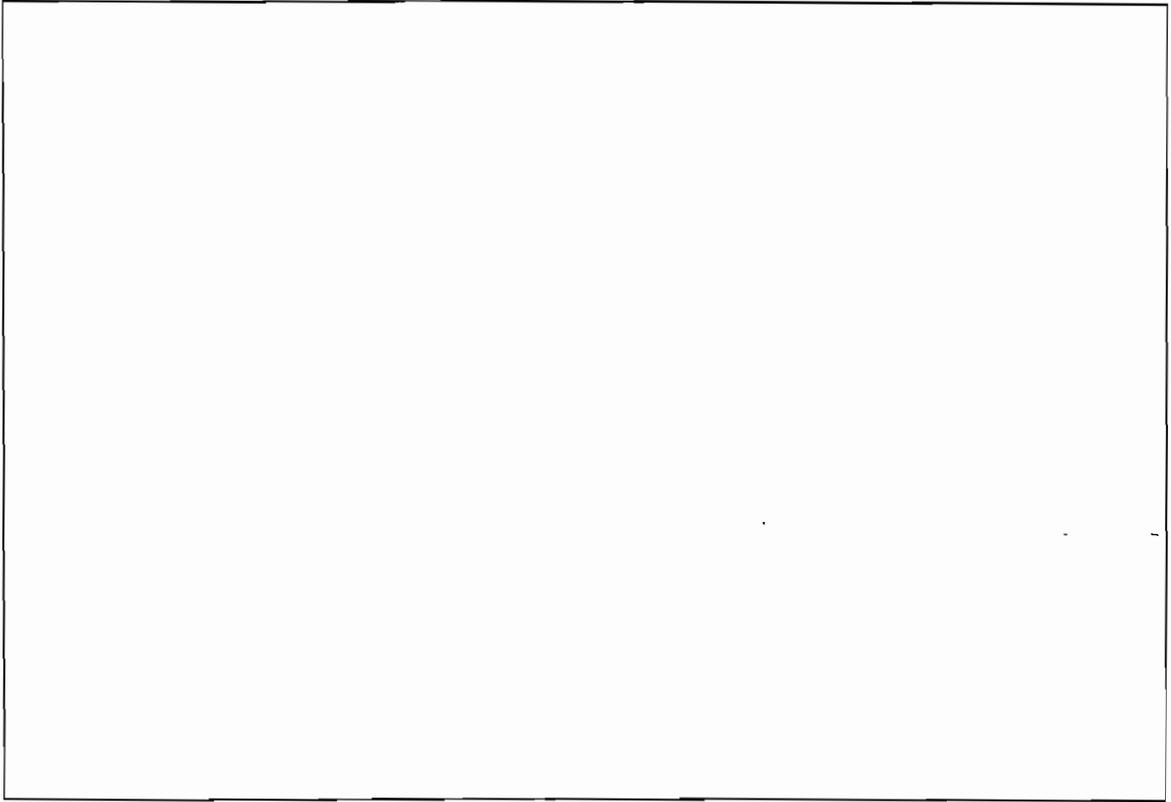
(5) 個別事業場について

実施内容	時 期	概 要 ( 訪 問 先 )
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

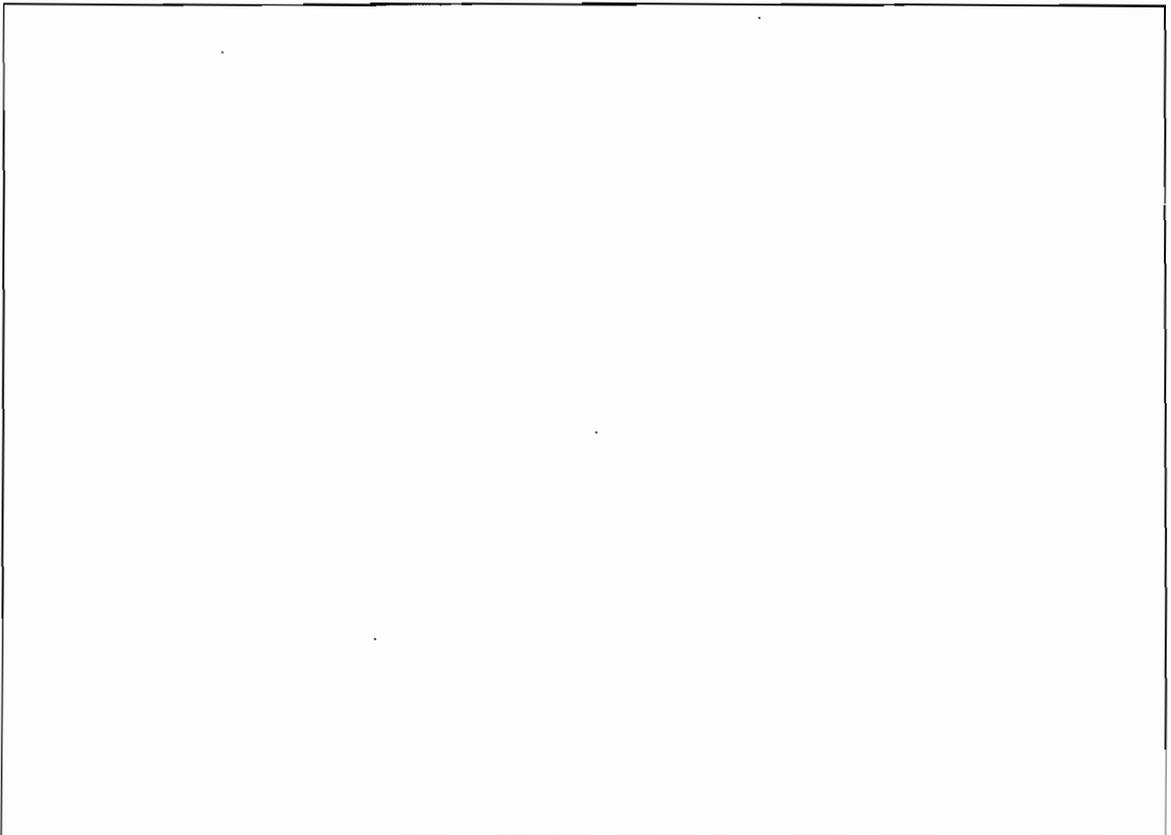
(6) 資料作成等

実施内容	時 期	概 要
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

(7) 事業場における労働時間等の設定の改善の事例

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to provide details of the case study regarding improvements in working hours and other settings in the workplace.

(8) その他

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to provide any other relevant information or additional examples.

3 事業を推進する上での問題点等

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to write the points and issues related to the business advancement mentioned in the header above. The box is currently blank.

様式第19号（委託要綱様式第8号）

労働時間等設定改善援助事業終了報告書  
（委託事業実施結果報告書）

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
（労働局長経由）

事業実施団体  
代表者職氏名 印

下記、指定集団に対する平成 年度の労働時間等設定改善援助事業を終了しましたので、別紙のとおり報告いたします。

記

- 1 指定番号 基第 ー 号
- 2 指定集団名

注）「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書」（様式第16号の2）、「協力員活動日誌報告書」（様式第17号の2）及び様式第18号「労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書」を添付してください。

-----  
[行政事務処理欄]

労働局	受理	年 月 日	局長意見
	審査	年 月 日	
本省	受理	年 月 日	備考
	審査	年 月 日	

## 事業の実施状況の概要

### 1 事業実施体制

(1) 労働時間設定改善アドバイザーについて

イ 人数 人

ロ 活動日数 延 日

(2) 協力員の配置の有無（有の場合は活動日数）について

イ 事業実施団体 有・無（ 人 延 日）

ロ 指定集団 有・無（ 人 延 日）

### 2 事業成果

(1) 労働時間等設定改善援助事業の対象となった事業場数

事業場
-----

(2) 事業開始前と終了後の推移

	事業開始前	事業開始後	増 減
週所定労働時間（平均）	時間 分	時間 分	時間 分
年間休日数（平均）	日	日	日
年休取得日数（平均）	日	日	日
年休取得率（平均）	%	%	%
所定外労働時間（1ヶ月平均）	時間 分	時間 分	時間 分

(3) 実施体制の整備（労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等）を行った事業場

事業場
-----

(4) 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定を行った事業場

事業場

(内訳)

1箇月単位の変形労働時間制の導入	事業場
1年単位の変形労働時間制の導入	事業場
1週間単位の変形労働時間制の導入	事業場
フレックスタイム制の導入	事業場
専門業務型裁量労働制の導入	事業場
企画業務型裁量労働制の導入	事業場

(5) 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を行った事業場

事業場

(内訳)

計画的付与制度の導入	事業場
年次有給休暇台帳の作成	事業場
その他( )	事業場

(6) 所定外労働の削減を行った事業場

事業場

(内訳)

ノー残業デーの実施	事業場
限度時間の設定	事業場
その他( )	事業場

(7) 労働時間の管理の適正化を行った事業場

事業場
-----

(措置内容)

--

(8) ワークシェアリング、在宅勤務等の活用を行った事業場

事業場
-----

(内訳)

ワークシェアリングの導入	事業場
在宅勤務制度導入	事業場

(9) 次の労働者について何らかの措置を講じた事業場

事業場
-----

(内訳)

- ① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者

事業場
-----

(措置内容)

--

- ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者

事業場
-----

(措置内容)

--

③ 妊娠中及び出産後の女性労働者

事業場
-----

(措置内容)

--

④ 単身赴任者

事業場
-----

(措置内容)

--

⑤ 自発的な職業能力開発を図る労働者

事業場
-----

(措置内容)

--

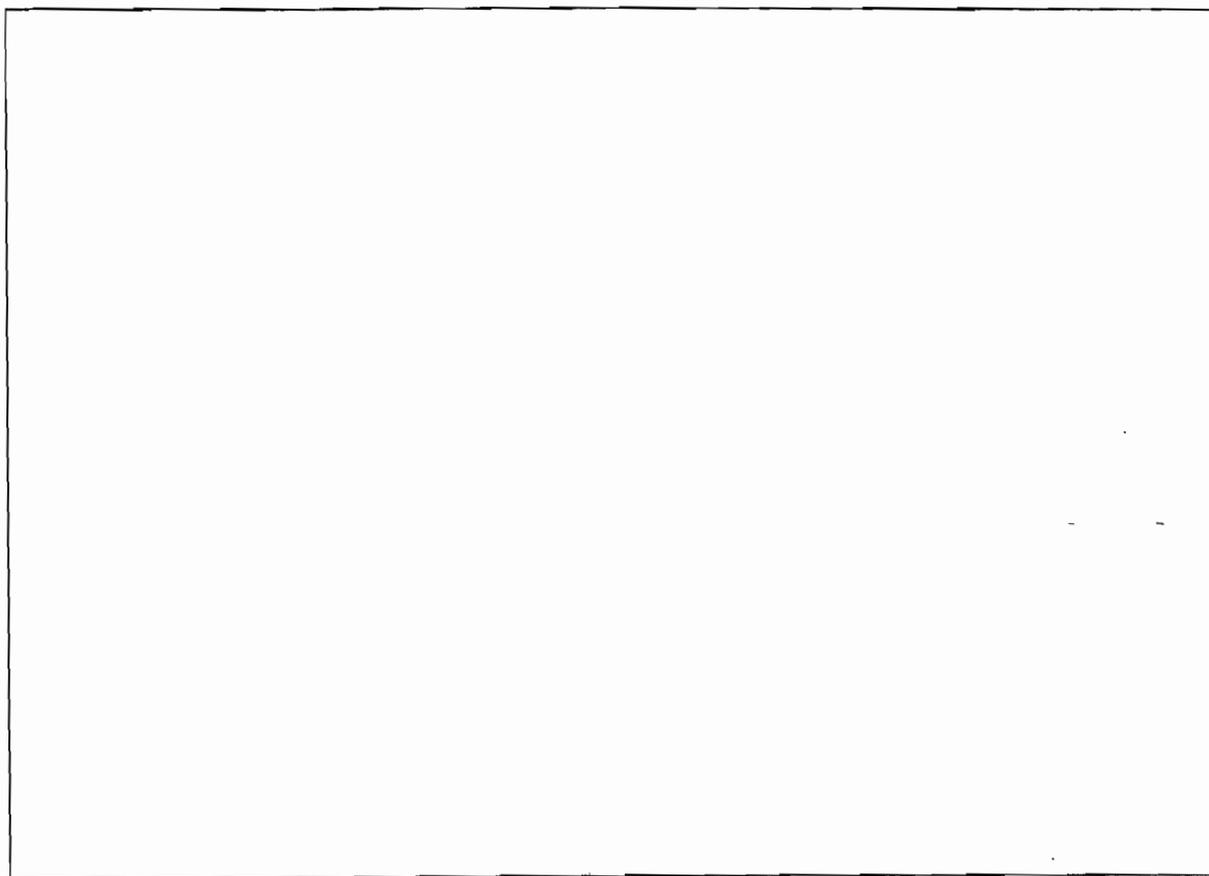
⑥ 地域活動等を行う労働者

事業場
-----

(措置内容)

--

### 3 問題点及び今後の見込



## 労働時間等設定改善推進助成金支給要領

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第24条の規定による労働時間等設定改善推進助成金（以下「推進助成金」という。）は、この要領により支給するものとする。

## 第1 趣旨

中小企業事業主の団体又はその連合団体（以下「事業主団体等」という。）が、その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施した事業の内容に応じて助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図るものである。

## 第2 支給の対象等

## 1 事業主団体等の要件

推進助成金の支給対象は、次のいずれにも該当する事業主団体等とする。

- (1) 構成事業主の加入対象地域が都道府県又はこれに準ずる区域であること。
- (2) 労災保険の適用事業主であり、かつ、次のいずれかに該当する事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上であること。
  - イ 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主
  - ロ 常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主
- (3) 団体の目的、組織及び事業内容を明らかにする規約等を有しており、かつ、事務処理体制が整備されているものであること。
- (4) 過去の事業活動状況、財政能力からみて、傘下の事業場における労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成、傘下の事業場に対する啓発等の事業を効果的かつ適正に実施できるものであること。

- 2 構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組事項  
構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組事項（以下

「取組事項」という。)については、労働時間等設定改善指針(平成18年厚生労働省告示第197号)(以下「指針」という。)に定められた次に掲げるものとする。

(1) 必須のもの

次のイからへのうち、イについては、必ず取り組まなければならないものとし、さらに、ロからへのうち、いずれか1つ以上について取り組まなければならないものとする。

- イ 実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等)
- ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定
- ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
- ニ 所定外労働の削減
- ホ 労働時間の管理の適正化
- ヘ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用

(2) 必要に応じて(1)に加え取り組むことが可能なもの

指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」のイからトに定められた措置

### 3 支給の対象事業等

(1) 事業主団体等が行う事業

推進助成金の対象となる事業は、2に掲げた取組事項を推進するために、事業主団体等が自主的に行う次に掲げる事業(以下「推進事業」という。)とする。

イ 方針策定等の事業

次のロからトの事業を推進するに当たって、団体として2の取組事項のうち、いずれの事項に重点を置いて推進事業を行うか等の方針を策定し、その後のフォローを行う等の事業

なお、この事業において策定する方針における推進事業の重点とする取組事項については、以下の(イ)から(へ)に示す「目安」の達成に向けた内容とすること。ただし、推進事業実施後の傘下の事業場における労働時間等の設定の改善状況が、当該「目安」に達しない場合であっても、推進事業が適正に実施されたと認められる場合には、国は推進助成金を支給する。

「目安」

- (イ)「実施体制の整備」については、必須事項であり、傘下の全事業場において整備を行うこと

(ロ)「労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定」については、傘下の全事業場において労働及び業務の実態について調査を行い、労働時間等の設定について検討すること

(ハ)「年次有給休暇を取得しやすい環境の整備」については、傘下の事業場全体の年次有給休暇の平均取得率を概ね2%以上上昇させること

(ニ)「所定外労働の削減」については、傘下の事業場全体の平均所定外労働時間数を概ね10%以上削減させること

(ホ)「労働時間の管理の適正化」については、傘下の全事業場において、適正化、現状把握を行った上で、業務の検証を行うこと

(ヘ)「ワークシェアリング、在宅勤務等の活用」については、傘下の事業場全体の概ね2%以上が、ワークシェアリング、在宅勤務等について、新たに何らかの整備を実施すること

ロ 好事例の収集、普及啓発の事業

労働時間等の設定の改善に向けて、傘下の事業場における現状や意識等を調査・把握する、好事例の収集のためのアンケート調査、ヒアリング調査等を実施しその結果を傘下の事業場に周知する、好事例の掲載された図書を傘下の事業場に配布する等の事業

ハ セミナーの開催

傘下の事業場における労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成のためのセミナーの開催の事業

ニ 巡回指導等の実施

傘下の事業場において労働時間等の設定の改善を行う際に生じる労務管理上の諸問題の改善を図るための指導、相談等の事業

ホ ポスター・リーフレットの作成、配布等

ポスター・リーフレット等を作成し、これらを傘下の事業場等に配布することによって、労働時間等の設定の改善に向けた取組を広く周知する事業

ヘ 労働時間等の設定の改善に向けた環境整備事業

取引先等への労働時間等の設定の改善についての理解と協力を要請するための連絡会議の開催、そのための資料の作成等を行う事業

ト その他必要と認められる事業

団体規模別標準額の範囲内では事業主団体等が予定している事業を実施し得ず、当該事業を実施することが、必要やむを得ないと認められる事業

(2) 推進事業の実施体制の整備

(1) のイからトの推進事業を円滑に実施するため、事業主団体等は、推進事

業の実施に関し中心的役割を担う者（以下「労働時間設定改善推進員」という。）を配置することが望ましいものとする。

#### 4 推進事業の実施

推進助成金の支給を受けようとする事業主団体等は、推進事業の実施に当たり、重点とする取組事項、実施する事業の種類、実施内容、時期、回数等を記載した計画（以下「事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

なお、推進事業のうち、3の（1）のイ、ロ及びニの事業は、必ず実施しなければならない。

#### 5 支給対象団体数

推進助成金は、国の予算の範囲内で支給するものである。したがって、支給対象団体数は、国の予算額により制約されるものであること。

### 第3 推進助成金の支給

#### 1 支給対象期間

一事業主団体等に対する推進助成金の支給対象期間は、一事業年度以内限りとする。

この場合の事業年度とは、4月1日から翌年3月末日までとする。

#### 2 支給額

推進助成金の支給対象となるものは、原則として事業主団体等が事業実施計画の承認を受けた日以降に要した費用で、次のイ及びロに示すものとする。

ただし、当該費用の額が500万円を超える場合の支給額は、500万円とする。また、当該費用の額に100円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額を支給額とする。

さらに、当該費用の額が、別表に定める団体規模別上限標準額をもとに第4の1の（2）又は（3）により決定された支給上限額を超えて支給されることはない。

なお、事業実施計画作成のための第2の3の（1）のイの方針策定等の事業に係る調査、会議等で、支給対象年度の4月1日以降に実施したものに要した次のイ及びロに該当する費用の額については、事業主団体等が事業実施計画の承認を受ける日より以前のものであっても、推進助成金の支給額の算定対象額とする。

イ 推進事業に要した費用

推進事業の各事業ごとに、事業の実施に要した費用（以下「実施費」という。）の合計額（以下「算定額」という。）を支給する。

ただし、推進事業のうち第2の3の（1）のロ、ハ、ニ、ホの事業については、各事業の実施件数等が事業実施計画に記載された実施件数等の2分の1未満であった場合には、当該事業は実施されなかったものとみなして、その実施費は算定額には算入しない。

ロ 労働時間設定改善推進員配置費用

労働時間設定改善推進員の配置した場合には、その配置に要した額をイの内額として支給する。

ただし、その額が150万円を上回る場合は、150万円とする。したがって、この場合の推進助成金の支給額の算定対象額は、イの算定額から労働時間設定改善推進員の配置に要した額を差し引いたものに、150万円を加算した額となるものである。

#### 第4 支給手続

##### 1 事業実施計画の承認等

###### (1) 事業実施計画承認の申請

イ 事業実施計画承認申請書の提出

推進助成金の支給対象となることを希望する事業主団体等は、「労働時間等設定改善推進事業実施計画承認申請書」（様式第1号。以下「承認申請書」という。）を、当該団体等の主たる事務所の所在地を所轄する都道府県労働局長（以下「都道府県労働局長」という。）を経由して、厚生労働大臣に提出すること。

ロ 添付書類

承認申請書には、次の書類を添付すること。

(イ) 団体の構成員名簿等（各構成員ごとの業種、資本の額又は出資の総額及び常時使用する労働者数が明らかなもの）

(ロ) 定款、会則等

(ハ) 「労働時間等設定改善推進事業実施計画」（様式第2号）

(ニ) 「労働時間等設定改善推進事業実施計画〔実施事業ごとの詳細〕」（様式第2号（別紙））

(ホ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

ハ 申請期間

上記イ及びロの書類（以下「承認申請書等」という。）の厚生労働大臣への

提出期間は、支給対象事業年度の4月1日から5月末日までとする。

ただし、申請団体数が、5月末日以前に支給団体数の上限に達した又は当該上限を上回る等の事由がある場合には、厚生労働大臣は、承認申請書等の受付期限及び事業実施計画の承認審査対象について調整を行うことができるものとする。

(2) 事業実施計画承認の審査及び決定

イ 都道府県労働局長は、事業主団体等から提出された承認申請書等に不備がないか点検し、不備がないと認めた場合は、これを受理するものとする。

ロ 都道府県労働局長は、承認申請書等について次の事項について審査を行い、当該審査結果に関する意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

(イ) 承認申請書等の内容が、第2の1に定める要件に該当していること。

(ロ) 事業実施計画に第2の3の推進事業が適正に盛り込まれていること。

ハ 厚生労働大臣は、申請の内容を審査の上、適当であると認めた場合は、事業実施計画承認の決定を行い、助成金の支給上限額を明示して、「労働時間等設定改善推進事業実施計画承認通知書」(様式第3号)により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、事業実施計画不承認の決定を行い、「労働時間等設定改善推進事業実施計画不承認通知書」(様式第4号)により、当該事業主団体等に対して通知する。

ニ 事業実施計画の承認を受けた事業主団体等は、推進事業の実施及び労働時間設定改善推進員の配置に要した費用(以下「推進事業の実施等に要した費用」という。)の支出の状況を明らかにするため、当該事業主団体等の一般の事業経費の会計とは区分して特別の会計整理を行うとともに、推進事業の実施等に要した費用の支出に関する証拠書類を推進助成金支給申請の際に添付すること。さらに、当該事業主団体等は、当該証拠書類の控えを推進助成金の支給を受けた日の属する年度から起算して5年間整理保管すること。

(3) 事業実施計画変更承認の審査及び決定

イ 事業実施計画の承認を受けた事業主団体等は、やむを得ない事由により、事業実施計画の内容を変更しようとする場合は、「労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認申請書」(様式第5号。以下「変更申請書」という。)を、都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。変更申請書には、変更後の「労働時間等設定改善推進事業実施計画」(様式第2号)を添付(変更内容に応じて様式第2号(別紙)もあわせて添付)すること。

ロ 変更申請があった場合の取扱いについては、第4の1の(2)を準用するものとし、厚生労働大臣は、申請の内容が適当であると認めた場合は、事業実施

計画変更承認の決定を行い、助成金の支給上限額を明示して、「労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認通知書」（様式第6号）により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、「労働時間等設定改善推進事業実施計画変更不承認通知書」（様式第7号）により、当該事業主団体等に通知する。

## 2 推進助成金の支給等

### (1) 支給の申請

イ 推進助成金の支給を申請する事業主団体等は、事業実施計画の承認を受けた日から9月末日までの間に実施した推進事業等に関する推進助成金の支給申請については、当該事業年度の10月1日から同月末日までの間に、10月1日から3月末日までの間に実施した推進事業等に関する推進助成金の支給申請については、当該事業年度の終了した後の最初の4月1日から同月末日までの間に、「労働時間等設定改善推進助成金支給申請書（上半期・下半期）」（様式第8号。以下「支給申請書」という。）を、都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に提出すること。

ロ 支給申請書には、次の書類を添付すること。

なお、(ニ)及び(ホ)については、最終の支給申請時に提出するものである。

(イ) 「労働時間等設定改善取組実施状況報告書（上半期・下半期）」（様式第8号の2）

(ロ) 「労働時間等設定改善推進事業実施状況報告書〔実施事業ごとの詳細〕（上半期・下半期）」（様式第9号）

(ハ) 「労働時間設定改善推進員活動日誌」（様式第9号（別紙））

(ニ) 「労働時間等設定改善推進事業実施結果報告書」（様式第10号）

(ホ) その他推進事業の実施等に要した費用の支出に関する証拠書類

### (2) 支給の審査及び決定

イ 都道府県労働局長は、支給申請書及び添付書類（以下「支給申請書等」という。）に不備がないか点検し、不備がないと認めた場合は、これを受理するものとする。

ロ 都道府県労働局長は、支給申請書等について次の事項について審査を行い、当該審査結果に関する意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

(イ) 推進事業が、事業実施計画に基づいて適正に実施されたこと。

(ロ) 支給申請の対象となる期間について、第2の3の(3)に定める措置が講

じられたこと。

- ハ 厚生労働大臣は、申請の内容を審査の上、適当であると認めた場合は、支給の決定を行い、「労働時間等設定改善推進助成金支給決定通知書」（様式第11号）により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、不支給の決定を行い、「労働時間等設定改善推進助成金不支給決定通知書」（様式第12号）により、事業主団体等に通知する。

### （3）支給の方法

推進助成金の支給は、厚生労働大臣が、支給決定額を支給申請書に記載された金融機関の口座に振り込むことによって行うものとする。

## 第5 関係書類の提示及び監査

厚生労働大臣は、推進助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、所属の職員に、推進事業実施事業主団体等に対して、関係書類の提示を求めさせ、又は監査させることができる。

## 第6 不正受給による返還等

- 1 厚生労働大臣は、事業主団体等が偽りその他の不正の行為により推進助成金の支給を受けた場合には、支給した推進助成金の全部又は一部を直ちに返還させる。
- 2 厚生労働大臣は、第3の2のイのただし書きに該当することにより、助成金の過払いが生じた場合には、14日以内にその相当額を返還させる。
- 3 厚生労働大臣は、返還の決定をしたときは、「労働時間等設定改善推進助成金返還決定通知書」（様式第13号）により当該事業主団体等に通知する。

## 第7 調整

事業主団体等が、同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けている場合には、推進助成金の支給を受けることはできないものとする。

また、労働時間等設定改善援助事業の事業実施団体及び指定団体は、同一年度に推進助成金の支給を受けることはできないものとする。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(別表) 団体規模別上限標準額表

(単位：千円)

事業の内容	団体規模（構成事業主数）別上限標準額		
	大規模 (100人以上)	中規模 (30～99人)	小規模 (29人以下)
イ 方針策定等の事業 ・ 全体会議の開催 (1回当たり)	500	300	200
ロ 好事例の収集、普及啓発 の事業 ・ 実態調査 (集計・資料作成等を含む)	2,000	1,500	1,000
ハ セミナーの開催 (1回当たり)	1,000	800	500
ニ 巡回指導等の実施 ① 全体説明会 (1回当たり) ② 巡回形式個別指導 (全体) ③ 相談会形式個別指導 (1回当たり)	500 1,000 500	300 800 300	200 500 200
ホ ポスター・リーフレットの 作成・配布等	2,000	1,500	1,000
ヘ 労働時間等の設定の改善 に向けた環境整備事業 ・ 取引先等との連絡会議 (1回当たり)	500	300	200
ト その他必要と認められる もの	必要と認められる額 (ただし、上限は1,200とする)		

労働時間等設定改善推進事業実施計画承認申請書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
( 労働局長経由)

団体の名称  
代表者職氏名 職名  
氏名

印

労働時間等設定改善推進助成金の支給対象事業として、別添の「労働時間等設定改善推進事業実施計画」(様式第2号)の承認を受けたいので申請します。

1	所在地 (〒 - )	電話 ( )																					
	団 設立年月日	大正 昭和 年 月 日 平成	事務局職員数	人 (うち専属職員 人)																			
	体 定款、会則等	別添のとおり	前年度の事業規模	千円																			
	の 概要	事業主 (別添のとおり) このうち、 次表のイ又はロのいずれか一方の要件を満たす事業主の数をそれぞれ記入してください。																					
要	構成事業主数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>イ：資本の額又は出資の総額</th> <th>ロ：常時雇用する労働者の数</th> <th>事業主数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の産業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>( )</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	イ：資本の額又は出資の総額	ロ：常時雇用する労働者の数	事業主数	下記以外の産業	3億円以下	300人以下	( )	卸売業	1億円以下	100人以下	( )	サービス業	5千万円以下	100人以下	( )	小売業	5千万円以下	50人以下	( )	
業 種	イ：資本の額又は出資の総額	ロ：常時雇用する労働者の数	事業主数																				
下記以外の産業	3億円以下	300人以下	( )																				
卸売業	1億円以下	100人以下	( )																				
サービス業	5千万円以下	100人以下	( )																				
小売業	5千万円以下	50人以下	( )																				
	前年度の活動内容																						
2	他の助成金の受給、申請の有無	{ 有 → 助成金の名称 [ ] { 無																					
	申請書類作成者職氏名	職名	氏名 印 (電話 )																				

- (注) 1 氏名を記載して押印することに代えて、署名することができます。  
 2 「労働時間等設定改善推進事業実施計画」(様式第2号)を添付してください。

[行政事務処理欄]

労働局	受理	年 月 日	局長意見
	審査	年 月 日	
厚生労働省	受理	年 月 日 [受理番号 第 号]	備考
	審査	年 月 日	
審査結果	承認 (上限 万円) ・ 不承認	承認番号	- - 号

労働時間等設定改善推進事業実施計画

平成 年 月 日  
(新規・変更)

1 申請団体の名称					
2 重点労働時間等設定改善の概要	重 取組事項	当てはまるものを○で囲んでください。 ・イは必ず選択すること。 ・ロ～への中から1つ以上選択すること。			
	働 と	イ 実施体制の整備（労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等）			
	時 す	ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定			
	間 る	ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備			
	等 取	ニ 所定外労働の削減			
	設 組	ホ 労働時間の管理の適正化			
	定 事	ヘ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用			
	改 項	ト その他（イ～へに加えて取り組むもの） 労働時間等設定改善指針の2の（2）の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」のイからトに定められた措置			
	善 の	（具体的事項： ）			
	推 進				
業 事					
実施事業の概要	事業の種類	当てはまるものを○で囲んでください。	計画件数	計画額	実施予定期間
	イ 方針策定等の事業		①	円	年 月～ 年 月
	ロ 好事例の収集、普及啓発の事業		件 ②	円	年 月～ 年 月
	ハ セミナーの開催		回 ③	円	年 月～ 年 月
	ニ 巡回指導等の実施		回 ④	円	年 月～ 年 月
	ホ ポスター・リーフレットの作成、配布等		部 ⑤	円	年 月～ 年 月
	ヘ 労働時間等の設定の改善に向けた環境整備事業		⑥	円	年 月～ 年 月
	ト その他必要と認められるもの		⑦	円	年 月～ 年 月
	事業費計（①～⑦の合計）		⑧	円	[支給上限額]
	労働時間設定改善推進員の配置 (計算額は、⑧の内額を記入してください。)		人 ⑨	円	⑩ 円
計画額計 (⑨>⑩のときは⑧-⑨+⑩の額、⑨≤⑩のときは⑧の額) (⑧-⑨+⑩の額又は⑧の額が500万円を上回るときは500万円)				円	
労働時間設定改善推進員の人数 及氏名(所属)	_____人 ( ) ( )				

(注) 1 (新規・申請)欄は、承認申請時は「新規」を、変更承認申請時は「変更」を○で囲んでください。  
 2 計画変更の申請の場合は、変更後の事業実施計画を記入してください。  
 3 助成金支給額の上限は500万円です。  
 4 労働時間設定改善推進員の配置に要する額の上限は150万円です。  
 5 別紙もあわせて提出してください。

## 労働時間等設定改善推進事業実施計画

[実施事業ごとの詳細]

平成 年 月 日  
( 新規 ・ 変更 )

実施事業記号

様式第2号の事業の種類 (イ～ト) の記号を記入すること。

団体の名称								行政 使用 欄
整理 番号	実 施 事 項	上半期計画		下半期計画		年間計画		
		件数等	所要額	件数等	所要額	件数等	所要額	
1			円		円		円	
2			円		円		円	
3			円		円		円	
4			円		円		円	
5			円		円		円	
6			円		円		円	
(労働時間設定改善推進員の費用)								
7	(氏名)		円		円		円	
8	(氏名)		円		円		円	
小 計			円		円		円	
<p>◆ 事業実施の必要性・目的 (整理番号を付した実施事項ごとに記載すること。)</p>          								
<p>◆ 所要額の積算根拠等 (整理番号を付した実施事項ごとに記載すること。)</p>          								

(注) 1. (新規・申請) 欄は、承認申請時は「新規」を、変更承認申請時は「変更」を○で囲んでください。  
 2. (労働時間設定改善推進員の費用) の「実施事項」の欄には労働時間設定改善推進員の氏名を記入してください。  
 3. (労働時間設定改善推進員の費用) の「件数等」欄には作業日数の合計を記入してください。

労働時間等設定改善推進事業実施計画承認通知書

厚生労働省発基第 号  
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進助成金に係る支給対象事業としての労働時間等設定改善推進事業実施計画の承認については、審査の結果、下記により承認することとしたので、通知いたします。

記

- 1 承認番号 第 ー ー 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 助成金支給の対象となる期間 2の承認の日より平成 年3月末日まで

ただし、平成 年4月1日以降に実施した事業実施計画作成のための調査、会議等は対象となります。

- 4 助成金の支給上限額 円

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 助成金の支給申請は、半年度ごとに定められたところにより行ってください。
- 3 労働時間等設定改善推進事業実施計画の内容を変更しようとする場合は、定められたところにより変更申請を行ってください。
- 4 労働時間等設定改善推進事業のうち、好事例の収集・普及啓発の事業、気運醸成のためのセミナーの開催、ポスター・リーフレットの作成・配布等の事業については、実施した件数等が労働時間等設定改善推進事業実施計画で計上された件数の2分の1に満たない場合、これらの事業に係る助成金は支給されません。
- 5 労働時間等設定改善推進事業の実施に要した費用の支出の状況を明らかにするため、団体の他の事業経費とは区分して特別の会計整理を行うとともに、労働時間等設定改善推進事業の実施に要した経費の支出に関する証拠書類を助成金支給申請の際に添付してください。また、当該証拠書類の控えを助成金の支給を受けた日の属する年度から5年間整理保管してください。

労働時間等設定改善推進事業実施計画不承認通知書

厚生労働省発基第 号  
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進助成金に係る支給対象事業としての労働時間等設定改善推進事業実施計画の承認については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

--

労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
( 労働局長経由)

団体の名称  
代表者職氏名 職名  
氏名 印

平成 年 月 日付けで提出した「労働時間等設定改善推進事業実施計画」を変更し、平成 年 月 日付けで承認を受けた際の「助成金の支給上限額」の変更の承認を受けたので申請します。

1 団体概要	所在地	(〒 - )		電話 ( )
	承認番号	第 - - 号	承認通知年月日	平成 年 月 日 ( 年 月 日変更)
2 変更の内容	変更の事項	①取組事項の追加 ②取組事項の変更 ③事業の追加 ④事業の取りやめ ⑤事業内容の変更 ⑥労働時間設定改善推進員の変更		
	変更の理由			
	変更事項の概要			
申請書類作成者職氏名	職名			
	氏名	印 (電話 )		

- (注) 1 「変更の事項」欄は、当てはまるものすべてを○で囲んでください。  
2 氏名を記載して押印することに代えて、署名することができます。  
3 「労働時間等設定改善推進事業実施計画」(様式第2号)を添付してください。

[行政事務処理欄]

労働局	受理	年 月 日	局長意見
	審査	年 月 日	
厚生労働省	受理	年 月 日	[受理番号 第 号] 備考
	審査	年 月 日	
審査結果	変更承認 (上限 万円) ・ 不承認		承認番号 第 - - 号

労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認通知書

厚生労働省発基第 号  
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認申請については、審査の結果、下記により承認したので、通知いたします。

なお、貴団体に対する助成金の上限額は下記のとおりとします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

- 1 変更申請を承認する。ただし、次の部分を除く。  
(変更を承認しない事項)

(変更を承認しない理由)

- 2 変更後の助成金の支給上限額 円

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 助成金の支給申請は、半年度ごとに定められたところにより行ってください。
- 3 労働時間等設定改善推進事業実施計画の内容を再度変更しようとする場合は、定められたところにより変更申請を行ってください。
- 4 労働時間等設定改善推進事業のうち、好事例の収集・普及啓発の事業、気運醸成のためのセミナーの開催、ポスター・リーフレットの作成・配布等の事業については、実施した件数等が労働時間等設定改善推進事業実施計画で計上された件数の2分の1に満たない場合、これらの事業に係る助成金は支給されません。
- 5 労働時間等設定改善推進事業の実施に要した費用の支出の状況を明らかにするため、団体の他の事業経費とは区分して特別の会計整理を行うとともに、労働時間等設定改善推進事業の実施に要した経費の支出に関する証拠書類を助成金支給申請の際に添付してください。また、当該証拠書類の控えを助成金の支給を受けた日の属する年度から5年間整理保管してください。

労働時間等設定改善推進事業実施計画変更不承認通知書

厚生労働省発基第 号  
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認申請については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

--

労働時間等設定改善推進助成金支給申請書（上半期・下半期）

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
（労働局長経由）

団体の名称  
代表者職氏名 職名  
氏名

印

労働時間等設定改善推進助成金の支給を受けたいので申請します。

1 団体概要	所在地 (〒 - )	電話 ( )				
	承認番号 第 - - 号	承認通知年月日	平成	年	月	日 (年 月 日変更)
2	労働時間等の設定の改善に向けた取組の概要	「労働時間等設定改善取組実施状況報告書」(様式第8号の2)記載のとおり				
3 支給申請額の算出	事業の種類	計画件数	計画額	実施件数	実施費用	申請額
	イ 方針策定等の事業		円		円	円
	ロ 好事例の収集、普及啓発の事業	件	円	件	円	※ 円
	ハ セミナーの開催	回	円	回	円	※ 円
	ニ 巡回指導等の実施	回	円	回	円	※ 円
	ホ ポスター・リーフレットの作成、配布等	部	円	部	円	※ 円
	ヘ 労働時間等の設定の改善に向けた環境整備事業		円		円	円
	ト その他必要と認められるもの		円		円	円
	事業費小計	①	円			② 円
	事業費申請額 (①、②のうち少ない額)					③ 円
	労働時間設定改善推進員の配置 (事業費の内額を記入してください。) <⑥の額は下記のとおり> ④、⑤のうち少ない額 (上半期、下半期合計の上限:150万円)	④	円	⑤	円	⑥ 円
						助成金支給上限額 ⑦ 円
					助成金申請額 ③、⑦のうち少ない額 (100円未満切り捨て) ⑧ 円	
					上半期支給済額 (下半期のみ記入) ⑨ 円	
					下半期支給申請額 (⑧-⑨) ⑩ 円	
振込先銀行口座	銀行 支店 (普通・当座) 口座番号 口座名義人 (法人の場合は、法人名義のもの)					
申請書類作成者職氏名	職名 氏名	印 (電話 )				

- (注) 1 実施件数、実施費用は、下半期の申請の場合、上半期分も含めた年間分を記入してください。  
 2 申請額欄に※印が付されている事業は、実施件数が計画件数の2分の1未満の場合には助成金は支給されませんので、申請額は0円としてください。  
 3 ⑩が負の数となる場合は、相当額を返還していただきます。  
 4 様式第8号の2、様式第9号、様式第9号(別紙)(労働時間設定改善推進員を配置した場合)及び様式第10号(下半期のみ)もあわせて提出してください。  
 5 氏名を記載して押印することに代えて、署名することができます。

行政事務処理欄	受理	年 月 日	審査結果	支給・不支給	備考
	支給決定	年 月 日	支給決定額	円	

労働時間等設定改善取組実施状況報告書（上半期・下半期）

平成 年 月 日

団体の名称		
取組事項	取組を実施した事項を選択し、その記号を○で囲んでください。 ・イは必ず選択すること。 ・ロ～への中から1つ以上選択すること。	具体的な取組内容 [ 左欄で選択した事項につき、該当欄に記入してください。 ]
イ	実施体制の整備 [ 労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等 ]	
ロ	労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定	
ハ	年次有給休暇を取得しやすい環境の整備	
ニ	所定外労働の削減	
ホ	労働時間の管理の適正化	
へ	ワークシェアリング、在宅勤務等の活用	
ト	その他 [ 労働時間等設定改善指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」のイからトに定められた措置 ] (具体的事項： )	

労働時間等設定改善推進事業実施状況報告書（上半期・下半期）

[実施事業ごとの詳細]

平成 年 月 日

実施事業記号

様式第8号の事業の種類（イ～ト）の記号を記入すること。

団体の名称							
整理番号	実施事項	計 画		実 績		行政事務処理欄	
		件数等	所要額	件数等	所要額		
1			円		円		円
2			円		円		円
3			円		円		円
4			円		円		円
5			円		円		円
6			円		円		円
(労働時間設定改善推進員の費用)							
7	(氏名)		円		円		円
8	(氏名)		円		円		円
小 計			円		円		円
◆ 実施状況の詳細（整理番号を付した実施事項ごとに記載すること。）							
◆ 費用の内訳の詳細（整理番号を付した実施事項ごとに記載すること。）							

(注) 1 整理番号は、労働時間等設定改善推進事業計画に記載したものと同一のものとしてください。  
 2 (労働時間設定改善推進員の費用)の「実施事項」の欄には労働時間設定改善推進員の氏名を記入してください。  
 3 (労働時間設定改善推進員の費用)の「件数等」の欄には作業日数の合計を記入してください。  
 4 下半期には、上半期に申請した分も含め、年間の計画及び実績を記入してください。

## 労働時間設定改善推進員活動日誌

自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

実施月	活動日数
月	
月	
月	
月	
月	
月	
計	

団体名

---

労働時間設定改善推進員氏名

---

印

## 労働時間設定改善推進員活動日誌

平成    年    月    日（ ）曜日	確認者 <span style="float: right;">⑧</span>
------------------------	--

活 動 項 目	活 動 内 容
全 体 会 議 他	
説 明 会 (全体・地区別等)	
個 別 指 導 (巡回・相談会)	
取 引 先 連 絡 会 議	
そ の 他 ( )	
*活動項目を○で 囲むこと	

	交 通 手 段	金 額
旅 費	J R (       ) 線 私 鉄 (       ) 線 バ ス (       ) その他 (       )	
備 考		

労働時間等設定改善推進事業実施結果報告書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
( 労働局長経由 )

団体の名称  
団体の代表者 職氏名 印  
(氏名を記載し押印することに代えて、署名することができます。)

労働時間等設定改善推進事業の取組の結果について、下記のとおり報告します。

1 事業実施状況 (必須記入項目)

- (1) 構成事業場数 \_\_\_\_\_ 事業場  
 (週40時間労働制適用事業場 \_\_\_\_\_ 事業場)  
 (特例措置対象事業場 \_\_\_\_\_ 事業場)

- (2) 取組事項 (次のイ～トのうち、当てはまるもの全てを○で囲んでください。)
- イ 実施体制の整備 (労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等)
  - ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定
  - ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
  - ニ 所定外労働の削減
  - ホ 労働時間の管理の適正化
  - ヘ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用
  - ト その他の取組 (具体的事項: \_\_\_\_\_)

2 労働時間等の設定の改善の状況 (必須記入項目)

(1) 平均週所定労働時間

	事業開始時	事業終了時	増 減
週40時間労働制適用事業場	時間	時間	時間
特例措置対象事業場	時間	時間	時間
全 事 業 場	時間	時間	時間

(注) 時間数の端数については、10進法により小数第1位まで記入すること。

(2) 平均年間所定休日数

	事業開始時	事業終了時	増 減
週40時間労働制適用事業場	日	日	日
特例措置対象事業場	日	日	日
全 事 業 場	日	日	日

(3) 年次有給休暇の平均取得日数、取得率

	事業開始時	事業終了時	増加日数、率
平均取得日数、取得率	日 %	日 %	日 %

(注) 取得日数、増加率は小数点以下を四捨五入すること。

3 取組状況（取組内容に応じて記入（ただし、(1)は必ず記入すること。））

- (1) 労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置  
 （労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第2項の規定による衛生委員会のみなしを含む）

事業場数	事業場
------	-----

- (2) 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定（取組事業場数\_\_\_\_\_事業場）

具体的内容          
---

（変形労働時間制度等の採用）

内 訳	新規導入	見直し
1箇月単位の変形労働時間制の採用	事業場	事業場
1年単位の変形労働時間制の採用	事業場	事業場
1週間単位の非定型的労働時間制の採用	事業場	事業場
フレックスタイム制の採用	事業場	事業場
専門業務型裁量労働制の採用	事業場	事業場
企画業務型裁量労働制の採用	事業場	事業場
全 体	事業場	事業場

- (3) 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備（取組事業場数\_\_\_\_\_事業場）

内 訳	事業終了時
計画的付与制度の採用	事業場
年次有給休暇台帳の作成	事業場
その他（具体的内容）	事業場

(4) 所定外労働の削減 (取組事業場数 \_\_\_\_\_ 事業場)

①取組実施事業場

内 訳	事業終了時
ノー残業デー、ノー残業ウィークの実施 (拡充)	事業場
限度時間の設定	事業場
その他 (具体的内容)	事業場

②所定外労働時間の削減 (事業場ごとの労働者 1 人平均時間を取組事業場全体で平均したもの) -

	事業開始時 (事業開始前 1 年(度))	事業終了時 (事業終了前 1 年(度))	増 減
1 ヶ月平均所定外労働時間数	時間	時間	時間

(注) 時間数の端数については、10進法により小数第 1 位まで記入すること。

(5) 労働時間の管理の適正化 (取組事業場数 \_\_\_\_\_ 事業場)

具体的内容
-------

(6) ワークシェアリング、在宅勤務等の活用 (取組事業場数 \_\_\_\_\_ 事業場)

内 訳	事業開始前	事業終了時
ワークシェアリングの実施	事業場	事業場
在宅勤務の採用	事業場	事業場
その他 (具体的内容)	事業場	事業場
ワークシェアリング、在宅勤務の具体的事例		

(7) その他の取組

- 労働時間等設定改善指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」のイからトに定められた措置  
(取組事業場数\_\_\_\_\_事業場)

内 訳	事業終了時
①「特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
②「子の養育又は家族の介護を行う労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
③「妊娠中及び出産後の女性労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
④「単身赴任者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
⑤「自発的な職業能力開発を図る労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
⑥「地域活動等を行う労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場

4 その他(労働時間等の設定の改善を図る上での問題点等を記入してください。)

--

労働時間等設定改善推進助成金支給決定通知書

厚生労働省発基第 号  
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで支給申請のあった労働時間等設定改善推進助成金については、審査の結果、下記のとおり支給することを決定したので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

- 1 支給決定額 円  
(平成 年度 上半期・下半期)
- 2 支給決定年月日 平成 年 月 日

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 労働時間等設定改善推進事業の実施に要した経費の支出に関する証拠書類は、本年度から5年間整理保管してください。
- 3 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合には、支給した助成金の全部又は一部を直ちに返還していただきます。

労働時間等設定改善推進備助成金不支給決定通知書

厚生労働省発基第 号  
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで支給申請のあった労働時間等設定改善推進備助成金については、審査の結果、下記の理由により支給しないことを決定したので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

--

労働時間等設定改善推進助成金返還決定通知書

厚生労働省発基第 号  
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けをもって、貴団体に対して支給した労働時間等設定改善推進助成金については、下記により返還するよう通知いたします。

なお、この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

1 返還の理由

2 返還額

円

3 返還の期限

平成 年 月 日

4 返還の方法

別途交付する納入告知書に従い、上記2の金額を国庫に納付すること

## 仕事と生活の調和キャンペーン実施要綱

### 1 趣旨

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を推進するためには、労使はもとより国民一般の理解と協力が不可欠であり、今後は効果的な広報啓発活動の一層の強化を図っていくことが必要である。

このため、労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する広報啓発活動を「仕事と生活の調和キャンペーン」として位置付け、積極的かつ多様な広報啓発活動を実施することにより、社会的気運の醸成を図ることとする。

### 2 内容

- (1) 政府広報、広報誌等を通じたの広報
- (2) 各種ポスター、リーフレット等の作成及び掲示・配付
- (3) 各種調査の実施及び調査結果の公表
- (4) シンポジウムの開催
- (5) その他

### 3 実施時期

年間を通じて実施するものとするが、特に、ゴールデンウィーク、夏季及び11月の「ゆとり創造月間」に向けて、又はこれらの時期に集中的に行うものとする。

### 4 実施方法

厚生労働省が実施するほか、民間団体等に委託して実施することができるものとする。

## 仕事と生活の調和キャンペーン実施要綱

### 1 趣旨

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を推進するためには、労使はもとより国民一般の理解と協力が不可欠であり、今後は効果的な広報啓発活動の一層の強化を図っていくことが必要である。

このため、労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する広報啓発活動を「仕事と生活の調和キャンペーン」として位置付け、積極的かつ多様な広報啓発活動を実施することにより、社会的気運の醸成を図ることとする。

### 2 内容

- (1) 政府広報、広報誌等を通じた広報
- (2) 各種ポスター、リーフレット等の作成及び掲示・配付
- (3) 各種調査の実施及び調査結果の公表
- (4) シンポジウムの開催
- (5) その他

### 3 実施時期

年間を通じて実施するものとするが、特に、ゴールデンウィーク、夏季及び11月の「ゆとり創造月間」に向けて、又はこれらの時期に集中的に行うものとする。

### 4 実施方法

厚生労働省が実施するほか、民間団体等に委託して実施することができるものとする。

## 仕事と生活の調和推進会議開催要綱

## 1 趣旨

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を推進するに当たっては、単に職場の労働条件の問題にとどまらず、人々の生活の在り方に密接にかかわる問題に取り組むことを要することから、生活に密着したそれぞれの地域における理解と協力が不可欠であり、また、各地域の産業、生活習慣、気候等の特性を踏まえた合意の形成が重要である。

このため、仕事と生活の調和推進会議（以下「推進会議」という。）を地域ブロック単位で開催し、労使をはじめ学識経験者等幅広く各界、各層の意見を求めるとともに、労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和についての理解と関係者相互間の合意形成の促進を図ることとする。

## 2 推進会議の名称

「〇〇ブロック仕事と生活の調和推進会議」とする。（〇〇は地域ブロック名）

## 3 推進会議の進め方

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和の進め方について、地域特有の問題を踏まえつつ、忌憚のない意見交換を行い、企業及び労働者が仕事と生活の調和を推進する際に当たって参考にしうる、各地域ブロックの実情に合った推進プログラムを策定し、策定後は周知啓発を行うとともに、その実施状況を適宜フォローアップを行うものとする。

## 4 開催地

各地域ブロック（①北海道ブロック（北海道労働局（主開催局））、②東北ブロック（宮城（主開催局）、青森、岩手、秋田、山形及び福島労働局）、③関東甲信越ブロック（東京（主開催局）、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨及び長野労働局）、④東海・北陸ブロック（愛知（主開催局）、富山、石川、福井、岐阜、静岡及び三重労働局）

働局)、⑤近畿ブロック(大阪(主開催局)、滋賀、京都、兵庫、奈良及び和歌山労働局)、⑥中国・四国ブロック(広島(主開催局)、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛及び高知労働局)、⑦九州・沖縄ブロック(福岡(主開催局)、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄労働局))毎に、主開催局が設置し開催することとする。

なお、各地域ブロック内における主開催局以外の各労働局は、適宜主開催局を補佐するものとする。

## 5 委員

委員の構成は、原則として、労使各5名、学識経験者等5名、計15名を委嘱するものとする。

議長は学識経験者の中から選出するものとする。

## 6 地域ブロック内における連携

主開催局は、推進会議を開催する際には、地域ブロック内の主開催局以外の各労働局よりオブザーバーとしての参画を求めること。

## 7 運営

主開催局労働基準部の監督課または労働時間課において行うものとする。

## 仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム開催要綱

### 1 趣旨

事業主等に対する労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和のとれた働き方の普及に向けた意識啓発のため、全国で「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム」を開催し、社会的気運の醸成を図る。

### 2 開催地

全都道府県の主要都市（計47か所）において開催するものとする。

### 3 開催主体

本省において業務を委託した団体とする。

### 4 開催時期

原則、毎年11月に開催するものとする。

### 5 内容

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和のとれた働き方に関する講演、パネルディスカッション、事例の発表、その他シンポジウムの効果的な開催に資する企画とする。特に長期休暇及び年次有給休暇の計画的付与制度の普及促進に資する内容を含めるようにする。

基発第0401009号

平成18年4月1日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長

### 労働時間等設定改善対策について

「労働時間等設定改善指針」（以下「改善指針」という。）に係る都道府県労働局が実施する労働時間等設定改善対策に関しては、「当面の労働時間対策の具体的推進について」（平成18年4月1日付け基発第0401007号、別紙1（略））及び「労働時間等設定改善関係事業等の実施について」（平成18年4月1日付け基発第0401008号、別紙2（略））により都道府県労働基準局長に指示したところである。貴職におかれても改善指針及びこれら通達の内容を十分御理解の上、都道府県民の福祉の向上等の観点から、都道府県労働局と十分連携を図りつつ、下記により、労働時間等設定改善対策に積極的に取り組むようお願いする。

#### 記

##### 1 基本的考え方

労働時間等の設定の改善の促進を図るため、次に掲げる事項を重点として対策を推進することとしている。

- ① 法定労働時間を遵守させること。
- ② 年次有給休暇の取得の促進を図ること。
- ③ 所定外労働時間の削減を図ること。
- ④ 弾力的労働時間制度の普及促進・適正な運用の確保を図ること。

## 2 労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社会的気運の醸成

労働時間等の設定の改善の促進に当たっては、以下の施策を通じ、労使のみならず、地域住民全体の労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社会的気運の醸成を図ることが不可欠であること。

### (1) 労使をはじめとする関係者の理解の促進

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和は、労使がその考え方を理解し、積極的に取り組むことが基本であるので、都道府県労働局との連携を取りつつ、各種会議等の適当な場を通じて、労働時間等の設定の改善の必要性、改善指針の考え方及びその内容、都道府県における労働時間等の設定の改善への取組み等について十分説明し、労使をはじめ関係者の理解を促進するよう努められるようお願いしたいこと。

### (2) 広報活動の実施等

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社会的気運の醸成を図るためには、各地域の実情を踏まえつつ効果的な広報啓発活動を展開していくことが重要である。

このため、都道府県労働局においては、従来から、ゴールデンウィークや夏季における連続休暇の普及促進、ゆとり創造月間等について広報啓発活動を実施しているところであるが、特に平成18年度からは、「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム開催要綱」（別紙2の別添5（略））に基づき、仕事と生活の調和の取れた働き方の普及促進に関するシンポジウムを全国で開催することとしたので、都道府県におかれても、積極的な協力をお願いしたいこと。

また、都道府県の広報誌等や都道府県や関係団体の行う労働教育の場等を活用して労働時間等の設定の改善についての広報啓発活動を実施するようお願いしたいこと。

### (3) 仕事と生活の調和推進会議への協力

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社会的気運の醸成を図るためには、各地域においても、地域住民の理解と協力を得て、各地域の産業、生活習慣、気候等を踏まえた労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和の進め方について、地域的なコンセンサスの形成を図ることが重要となる。こ

のため、「仕事と生活の調和推進会議開催要綱」（別紙2の別添4（略））に基づき、全国7地域ブロック毎の都道府県労働局において「仕事と生活の調和推進会議」を開催することとしているので、都道府県におかれても、仕事と生活の調和推進会議への協力をお願いしたいこと。

### 3 労使の自主的努力に対する啓発等

労働時間等の設定の改善を進めるに当たっては、労使の自主的努力に対する適切な啓発等が重要であるので、労働時間等の設定の改善に取り組む企業、企業集団に対する啓発等に努められたいこと。

また、啓発等に当たっては、厚生労働省及び都道府県労働局における事業主等に対する諸施策の周知に努められるようお願いしたいこと。

### 4 都道府県労働局との連携

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を効果的に推進するためには、都道府県と都道府県労働局が、広報・啓発活動をはじめ労働時間等設定改善関係施策を連携して進めることが重要である。このため、都道府県等の関係機関との連携を図ることとしているので、都道府県におかれても積極的な取り組みをお願いしたいこと。